

史跡太安萬侶墓整備基本計画

令和6年7月

目 次

第1章	計画策定の経緯と目的	1
第1節	計画策定の経緯	1
第2節	計画の目的と対象範囲	2
第3節	整備検討委員会の設置	4
(1)	委員会の構成	4
(2)	議論の経過	5
(3)	パブリックコメントで寄せられた意見	5
第4節	上位・関連計画	6
第2章	太安萬侶墓を取り巻く環境	8
第1節	位置	8
第2節	自然環境	9
(1)	気候	9
(2)	地形・地質・水系	9
(3)	植生等	12
(4)	景観	13
第3節	歴史的環境	15
(1)	指定地周辺の遺跡	15
(2)	指定地周辺の指定等文化財	20
第4節	社会的環境	21
(1)	人口・世帯数	21
(2)	交通・アクセス	21
第3章	太安萬侶墓の概要	22
第1節	指定の状況	22
(1)	史跡	22
(2)	重要文化財	23
(3)	土地所有・土地利用	24
第2節	遺跡の概要	26
(1)	太安萬侶について	26
(2)	太安萬侶墓の発見と調査経過	26
(3)	発掘調査の成果	27
(4)	太安萬侶墓出土墓誌等に関する調査	29
第3節	史跡の本質的価値と構成要素	30
(1)	史跡太安萬侶墓の本質的価値	30
(2)	史跡太安萬侶墓の構成要素	30
第4章	現状と課題	34
第1節	保存管理に関する現状と課題	34
(1)	現状	34
(2)	課題	35

第2節	活用に関する現状と課題	37
(1)	現状	37
(2)	課題	37
第3節	整備に関する現状と課題	38
(1)	現状	38
(2)	課題	38
第4節	運営体制に関する現状と課題	39
(1)	現状	39
(2)	課題	39
第5章	基本方針	40
第1節	保存活用計画における整備の基本方針	40
第2節	保存活用計画における整備の方向性	41
第3節	整備の実施方針	42
(1)	史跡の保存を目的とした整備	42
(2)	史跡の活用を目的とした整備	42
(3)	史跡の持続可能な管理運営を目的とした整備	43
第6章	整備基本計画	44
第1節	全体計画	44
(1)	全体計画	44
(2)	長期的計画	44
第2節	施設に関する計画	44
第3節	動線計画	45
第4節	遺構保存・表示に関する計画	46
(1)	遺構保存	46
(2)	史跡範囲の表示	46
第5節	調査に関する計画	46
(1)	地盤調査	46
(2)	発掘調査	46
第6節	地形造成及び排水計画	48
第7節	修景及び植栽計画	49
第8節	公開・活用に関する計画	49
第9節	管理・運営に関する計画	50
	整備計画概念図	51
	整備イメージ図	52
第7章	事業計画	53
第1節	事業概要	53

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

「古事記」の編纂者として著名な太安萬侶の墓は、平城京の東方約10km、現在の奈良市此瀬町に所在し、尾根の南に開いた急峻な斜面に立地している。太安萬侶墓は、昭和54年(1979)1月、土地所有者である竹西英夫氏が茶畑の開墾中に発見し、出土した墓誌が特に注目された。これ以前の墓誌も偶然的発見によるものが多く、発掘調査により出土状況が確認された事例は少なかった。これに対し、太安萬侶墓の場合は、関係者の適切な対応により、橿原考古学研究所による発掘調査が速やかに実施された。その結果、ほぼ正方形の墓壇の底面中央に木炭を敷き、文字面を下向き、文頭を北向きにして墓誌を置き、その上に火葬骨を容れたコウヤマキ製の木櫃を安置し、周囲を木炭で覆った木炭檜を設けるといふ火葬墓の構造や墓誌の原位置が判明した。これら検出された遺構は保存処理がなされ、現地に埋め戻された。出土した遺物には、墓誌のほか、火葬骨と歯牙、真珠、漆喰片、焼土塊等がある。

調査後、遺跡の重要性からすみやかに国の史跡指定の手続きがとられ、昭和55年(1980)2月19日に正式に指定告示を受けた。また墓誌は、「太安萬侶墓誌一枚 附真珠四顆」として昭和56年(1981)6月9日に重要文化財に指定された。この墓は立地状況からみて中国南朝陵墓等の選地にみられる風水思想の影響を受けた可能性が高く、墓域は墓を中心にして東・西に存在する低い南北の尾根筋の間が一つの区画、南は開かれた小河川のあたりまで、北は墓の背後で東西にのびる尾根の稜線までであろうと推定された。その範囲が史跡指定の範囲にふさわしいとされたが、南側については管理面を勘案し県道までとされた。結果、史跡指定範囲の面積は、8,314.89㎡となった。発掘調査報告書も調査の翌年すぐに刊行された。報告書の「第2章_第3節_調査後の処置」において、環境整備の方針が示され、それに基づいて次項で述べる整備が実施されている。しかしながらこれ以降、保存管理、整備活用にかかる計画が策定されたことはなく、約40年が経過しているのが現状である。この間、急勾配で老朽化が進む園路とそれを利用する見学者の安全面への懸念、また、高齢化に伴う地元自治会による維持管理作業の負担感の増大、墓周囲の修景用樹木の維持管理、史跡地内で栽培をやめた茶畑部分の管理方針など、様々な問題が生じてきており、何らかの抜本的な対策を講じることが喫緊の課題となっていた。

令和5年(2023)に太安萬侶没後1300年を迎えるにあたり、再度この史跡に注目が集まることが予想され、地元でもこれを契機にした史跡の保存活用を推進するための環境整備の機運が醸成されていた。こうした状況を踏まえ、史跡の適切な保存を図りながら環境を整備して活用を促進するため、奈良県が事業主体となり、令和4年度(2022)に史跡太安萬侶墓整備検討委員会を立ち上げ、同年度末に『史跡太安萬侶墓保存活用計画』を策定した。

このような経緯を経て、整備に向けた詳細な内容を検討するため、整備基本計画を策定する運びとなった。

第2節 計画の目的と対象範囲

太安萬侶墓は、国史跡指定からほとんど時間をおかず、昭和56年度(1981)にほぼ現状の形となる整備工事が奈良県により行われた。対象地は史跡地内において県有地として公有化した場所で、その主なものは、墓及び周辺整備、県道から墓に至る園路整備であった。このうち園路については、史跡地内の東側尾根筋を登る形で設置されており、現状はかなりの急傾斜となっている。史跡地内の大半は従前からの茶畑としての土地利用が継続され、大きく改変されることなく維持されてきた。整備した箇所については、奈良県が地元此瀬町自治会に管理委託し、これまで約40年間、除草、見回りなどの維持管理がなされてきた。しかしながら実際に作業をされる方々が高齢化し、急勾配な既存園路を利用しての作業は大きな負担を伴うものとなってきた。また見学者が園路を上り下りする際の安全面にも懸念が高まっている。地元による持続的な維持管理を可能にするとともに、見学者にも優しい環境を整え、一層の活用を図ることが求められているところである。これを受けて奈良県では、令和4年度(2022)より「史跡太安萬侶墓整備検討委員会」を設置し、史跡整備のあり方を検討するとともに、将来的な活用についても検討することとした。その具体的な方策として、地元此瀬町の現状と課題を踏まえつつ、関連する法令やまちづくり計画等も勘察し、委員会での議論を通じて「史跡太安萬侶墓保存活用計画」を策定していくこととした。主たる整備内容は、墓に通じる園路を緩やかで利便性の高いものに改修していくことであるが、それをふまえつつ地域の貴重な歴史遺産を後世へ伝えていくとともに、歴史を学び、人々がふれあうことのできる学習・憩いの場として、さらには奈良県の重要な文化資源として再整備し、保存活用を図っていくための指針となる計画を策定しようとするものであった。保存活用計画は、ここまでにあげてきた今日的課題に対応する計画であり、太安萬侶墓の本質的価値と構成要素を明確化し、保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取り扱い基準を定めるものである。また未認定である管理団体を奈良県が担い、隣接県道の利便性の向上も含めた検討を行うこと、地元自治体の奈良市、地元此瀬町と連携して整備、活用、維持管理を進めるべく、その方向性について策定したものである。

上記のように策定した保存活用計画を踏まえ、園路ルート of 妥当性を検証することを目的とした発掘調査をはじめ、工法の妥当性を検証するための地盤調査などを具体的方法や対象位置などを検討し、設計に反映させるために必要となる内容を検討することを目的として整備基本計画を策定することとした。

なお、本計画の対象範囲は、原則的には現史跡範囲内にほぼ収まるが、園路ルートの一部は史跡地外に延びる部分がある。園路ルートの検討によっては、さらに西側の史跡地外への延長も視野に入れることとする。また、史跡地内も含め、対象地の多くは私有地であり、地権者をはじめとする地元の協力が得られた範囲を対象とする。

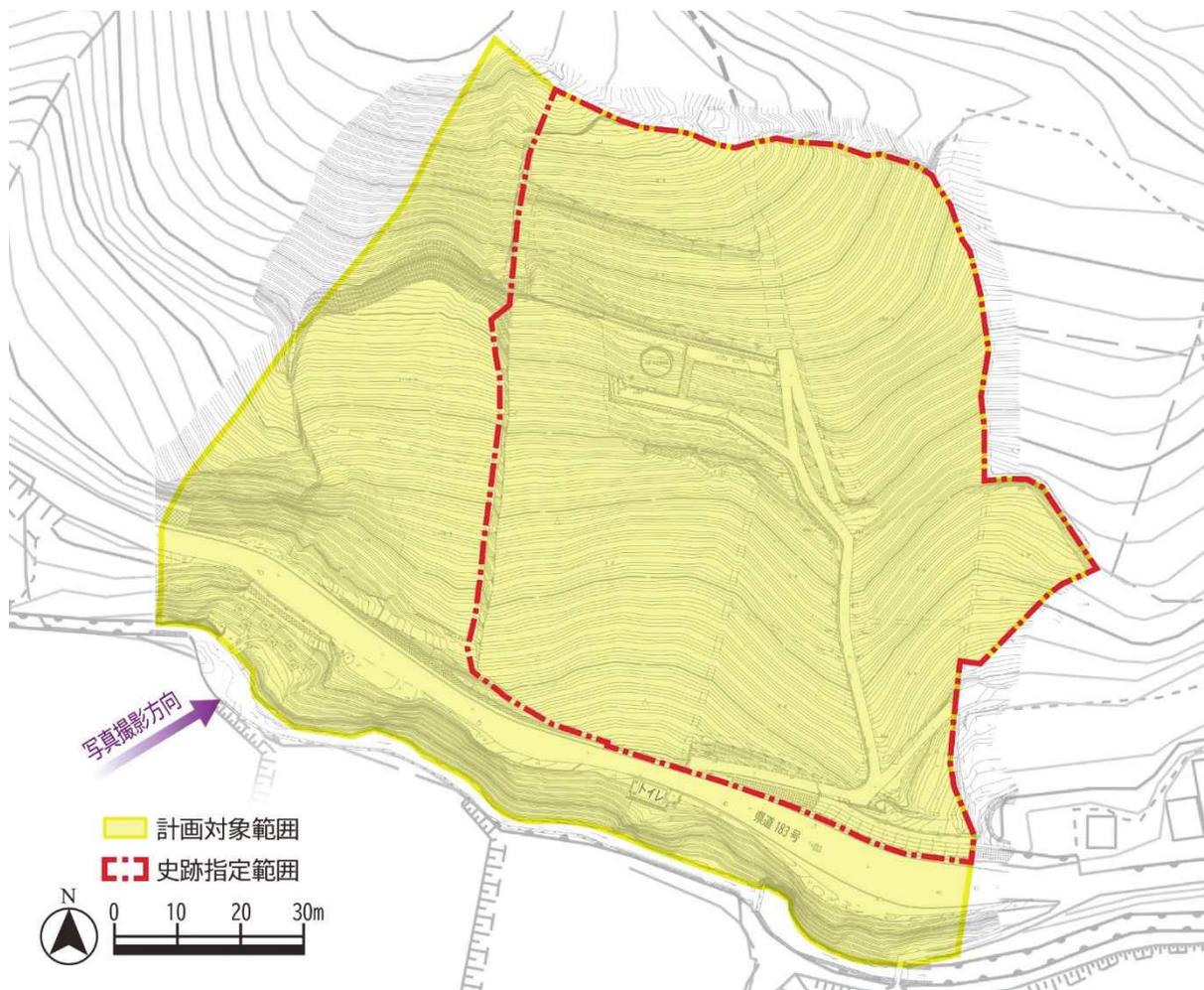


図1-1 計画対象範囲図 [S=1/1,200]



計画対象範囲を南西から望む(令和6年1月29日撮影)

第3節 整備検討委員会の設置

(1) 委員会の構成

保存活用計画の策定にあたり、有識者及び地元代表者で構成される「太安萬侶墓整備検討委員会」を設置した。整備基本計画の策定においても同委員会を継承し、奈良県文化財保存課が事務局となり、文化庁文化財第二課・文化資源活用課の指導を受けながら委員会を運営した。また奈良県道路建設課・奈良土木事務所、奈良市文化財課・観光戦略課にオブザーバー参加を求めている。

表 1-1 太安萬侶墓整備検討委員会 委員名簿

	氏名	所属・専門等
委員長	前園 実知雄	(公財)愛媛県埋蔵文化財センター理事長 考古学
副委員長	西本 昌弘	関西大学文学部 教授 日本史学
委員	小野 健吉	大阪観光大学観光学部 教授 庭園史
	川尻 茂	此瀬町 自治会長 (令和4年4月～) 地元代表
	竹西 清	此瀬町 地元関係者 地元代表
オブザーバー	小野 友記子	文化庁文化資源活用課整備部門
	浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門
	松田 拓士	奈良県県土マネジメント部 道路建設課 主幹
	植谷 秀夫	奈良県県土マネジメント部 奈良土木事務所 次長
	松浦 五輪美	奈良市教育委員会文化財課 課長
	上南 善嗣	奈良市観光経済部観光戦略課 課長
事務局	三浦 康生	奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 課長 (～令和5年3月まで)
	中川 智巨	奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 課長 (令和5年4月～)
	鈴木 裕明	奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 課長補佐
	本村 充保	奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 調整員
	重見 泰	奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 主査
	中野 咲	奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 主査

(2) 議論の経過

史跡太安萬侶墓保存活用計画の策定作業は、令和4年度の単年度で実施した。令和5年度は、整備基本計画(案)を表1-2の内容で事務局案を上記委員会にはかり、令和6年度に史跡太安萬侶墓整備基本計画として策定すべく、検討を進めた。

表1-2 太安萬侶墓整備検討委員会の開催日と検討内容

	開催年月日		内 容
第1回	令和4年 (2022)	7月25日	『保存活用計画(案)の第1～3章の検討』 ・「保存活用計画」策定事業について ・史跡の概要について ・史跡の本質的価値について
第2回	令和4年 (2022)	12月9日	・現地視察 『保存活用計画(案)の第3～8章の検討』 ・史跡の現状と課題 ・保存・管理・活用・整備
第3回	令和5年 (2023)	1月30日	『保存活用計画(案)全章の検討』
第4回		8月31日	・整備基本計画策定事業について ・整備の概要について
第5回		11月29日	・現地視察 ・整備基本計画(案)の第5章～第7章の検討 ・新設園路について
第6回	令和6年 (2024)	2月8日	『整備基本計画(案)の全章の検討』

パブリックコメント	令和6年3月28日～4月26日
-----------	-----------------



第5回整備検討委員会の様子

(3) パブリックコメントで寄せられた意見

令和6年3月28日～令和6年4月26日の期間でパブリックコメントによる意見募集を行った。様々な意見が寄せられたが、最も多かった意見としては、太安萬侶墓周辺に広がる茶畑のある景観をできる限り残すことを望むものであった。

第4節 上位・関連計画

■奈良県文化財保存活用大綱

[令和3年(2021)6月策定・令和6年(2024)改訂予定]

奈良県における文化財の保存・活用に関する方針を定めており、令和3年6月に策定された。史跡については、未指定の文化財から特に重要と考えられるものを選定の上で指定を進めるとともに、既指定の史跡についても未指定部分の指定に向けて条件整備を進めるとしている。また保存活用計画の策定については、史跡等の実態を把握した上で保存・管理の方策を示すこととなり、保存・管理を円滑に進める上で有益であるとしている。令和4年度に策定した『史跡太安萬侶墓保存活用計画』はこうした方針に則って策定したものである。

なお、本大綱は令和6年度に改訂される予定となっている。このため整備基本計画(案)にその内容を反映させることはできていないが、本整備事業に大きな影響を与えるような内容が含まれる場合には、委員会および文化庁に諮りながら、整備事業に反映させていくこととする。

■史跡太安萬侶墓保存活用計画

[令和5年(2023)3月策定]

本整備基本計画の前提となる史跡太安萬侶墓の保存活用方針を検討するため、令和4年度に文化財保存課が事務局となって「史跡太安萬侶墓整備検討委員会」を立ち上げ、史跡太安萬侶墓の保存活用の方針をまとめた計画である。まずは史跡太安萬侶墓の本質的価値と副次的価値を整理し、本質的価値を適切に保存し、どのように活用していくのかを定めたもの。また整備の目標として「墓の確実な保存」・「田原地域の自然に馴染む景観保全」・「維持管理の負担を軽減することによる持続可能な史跡の価値の継承」・「地域の歴史や自然に親しむ場としての活用」を定めている。特に見学者の安全性、地元による維持管理の利便性を向上させるため、急傾斜の現状園路を改善すべく再整備することが計画の中心となっている。また、対象地はもともと茶畑であったことから、現状景観を可能な限り維持しつつ、維持管理の負担軽減を両立させる整備手法を検討することを定めている。

■奈良市第5次総合計画

[令和4年度(2022) 策定]

奈良市が令和4年度に策定した、これからの10年間で目指すまちの姿を示す総合計画である。「未来ビジョン」として令和13年度を目標年度として、奈良市の都市の将来像である「2031年のまちの姿」とその実現に向けた具体的なまちの方向性を定めている。地理・地形や都市機能等の地域特性から奈良市を7つのゾーンに区分し、史跡太安萬侶墓が位置する田原は東部ゾーンに位置する。東部ゾーンでは地域の資源を活かしたにぎわいの創出として豊かな里山のひろがる地理的特性や歴史的・文化的資源を活用し、誘客することで、観光客に奈良観光の新たな選択肢を提供するとともに、東部ゾーンの活性化を目指すことがうたわれている。

■第2次奈良市文化振興計画

[令和4年(2022)3月策定]

平成21年に策定した「奈良市文化振興計画」が令和3年度に最終年度を迎えたことを受けて、奈良市文化振興課が令和4年度に策定した、今後10年間に進めていくべき文化施策をまとめた計画である。5つの基本理念を定め、それを実行するために18の基本方針を定めたもの。さらに文化施策の両輪として「市民文化の振興」と「都市文化の振興」を掲げ、課題解決のための推進施策として、7つの課題をあげるとともに、解決の方針を定めている。

■奈良市改定都市計画マスタープラン

[平成26年(2014)3月策定]

奈良市改定都市計画マスタープランは、平成26年3月に策定され、長期的な視点(概ね20年後)にたち、都市計画に関する基本的な方針を定めている。そのなかの地域別構想では、太安萬侶墓の位置する田原地区は東部ゾーンの地域Ⅰに区分されている。そのなかで特性のひとつとして歴史・文化遺産に恵まれていることがあげられ、その活用のために交流機能の強化を図ることが重要とされている。

■奈良市景観計画

[平成22年(2010)4月策定・平成28年(2016)4月改正]

奈良市景観計画は、平成22年4月に策定され、平成28年4月に改正版が刊行されている。古都奈良にふさわしい景観を保全・創出し、“奈良”のすばらしい景観を次世代に受け継いでいくことを目的に策定されている。そのなかで景観区域ごとの景観づくりの基本方針が定められ、太安萬侶墓の位置する田原地区は田園景観地域の山間の里景観区域とされている。歴史・文化・自然と調和したのどかな山間集落景観の形成が基本方針となっており、数多く残されている歴史的・文化的資産を保全・活用していくとともに、それらを活かしたまちづくりや景観形成を進めることとされている。

■奈良市緑の基本計画

[平成23年(2011)7月策定]

奈良市緑の基本計画は、平成23年7月に策定され、古都奈良にふさわしい歴史的環境や快適な市民生活をささえるのにふさわしい緑について目標を定め、その実現を図るための方策を示すマスタープランを策定することを目的としている。緑の地域区分として奈良市域を3つに区分し、太安萬侶墓のある田原地域はその一つの大和高原地域に位置付けられている。ここでは地域の自然や歴史的資源からなる緑が、ネットワークされ大和高原地域の自然や歴史を巡り、楽しむ環境が提供できる場とされている。

■田原地域自治協議会計画書

[令和5年(2023)7月策定]

田原地域自治協議会計画書は、令和5年7月に策定された。地域の高齢化の進行と人口減少に対する課題を踏まえ、地域として目指すべき将来像にむけて、住民一丸となって地域づくりに取り組んでいくことを目的としている。協議会は4つの部会で構成され、このうち「教育・文化・子育て部会」が推進する事業の一つとして、伝統文化・歴史遺産に関する事業が位置づけられており、田原地域として取り組むべき事業の一つとして歴史的文化遺産の保存と活用が挙げられている。

第2章 太安萬侶墓を取り巻く環境

第1節 位置

太安萬侶墓の存在する奈良市此瀬町は、奈良盆地東部の大和高原に位置する。奈良盆地と大和高原の境界には、春日山断層崖が南北に走り、両者を画している。大和高原は、標高300~400m程度の台地状の地形で、北は木津川、東は伊賀盆地、南は初瀬川及び名張川がある。このような台地上を複数の小河川が流れ、これによって形成された谷底平野が各所に点在している。太安萬侶墓が所在する谷底平野は、田原盆地と呼ばれており、歴史的にもまとまりのある地域呼称として使用されている。田原盆地は、おおむね石切峠、水間峠、一台峠、鉢伏峠に囲まれた地域がこれに相当する。

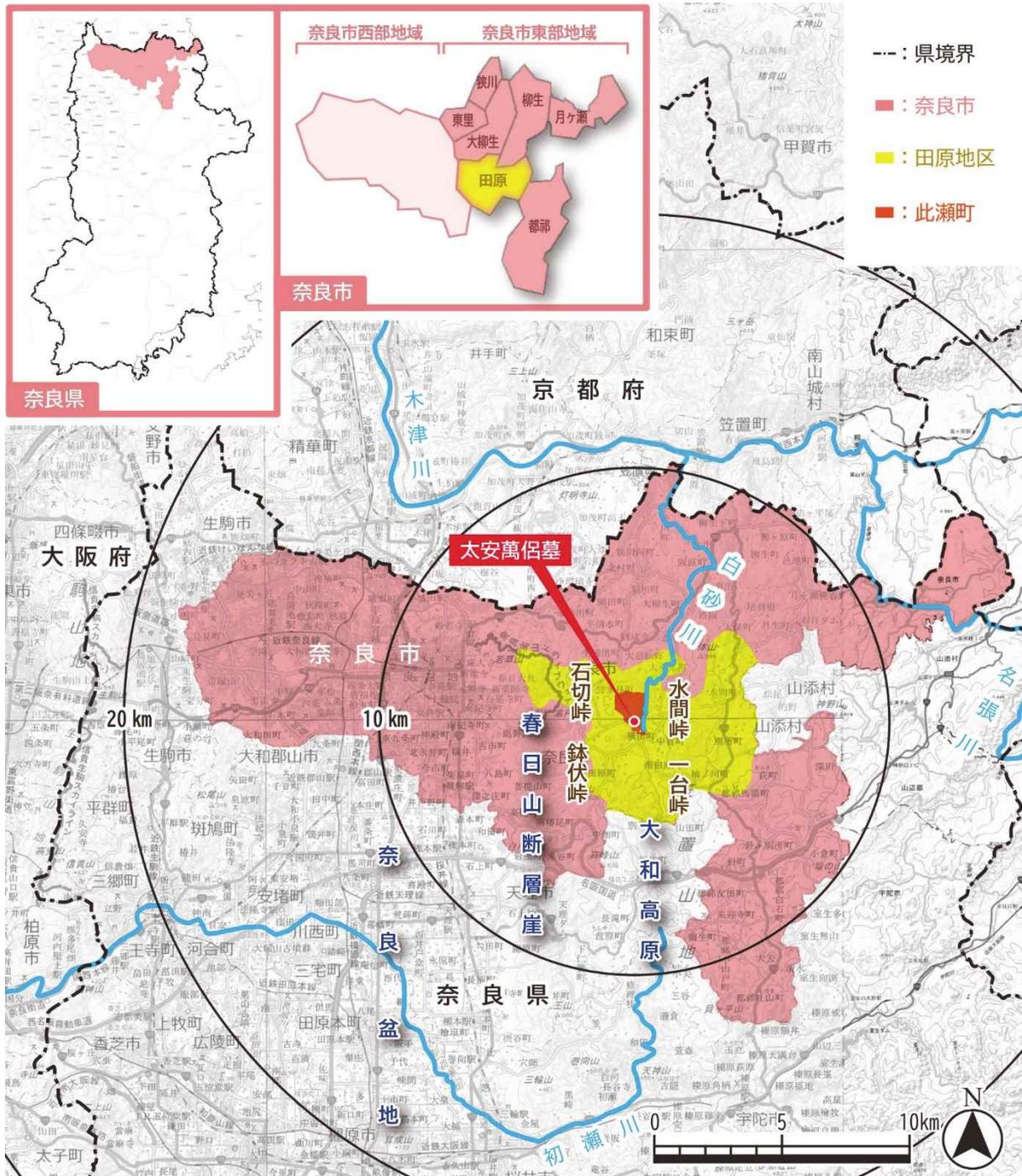


図2-1 位置図 [S=1/250,000]

(ベース図：国土地理院ウェブサイト)

第2節 自然環境

(1) 気候

奈良県の気候は概ね温暖であるが、その様相は南北で大きく異なっている。気候区分によると、吉野川を境として、南部は、山岳で占められる山岳性気候であり、夏に雨が極めて多く、時には局地豪雨も起こる。冬は厳しい冬山の様相を呈し積雪量も多い。一方、北部の盆地は、内陸性気候であり、雨が少なく、夏は蒸し暑く、冬は底冷えが厳しい。

太安萬侶墓が位置する東部山地は、山岳性気候と内陸性気候の両者の特性を兼ね備えている。年間平均気温は12.4℃、年間降水量は1,500mm前後(気象庁ホームページより)で、積雪は少なく、年間を通して比較的過ごしやすい気候である。ただし、盆地内と比較すれば標高が高いため、概して気温が低く、降雪・路面凍結などに見舞われる機会は決して少なくなく、冬場特有の問題に対する配慮が必要な地域の一つとなっている。

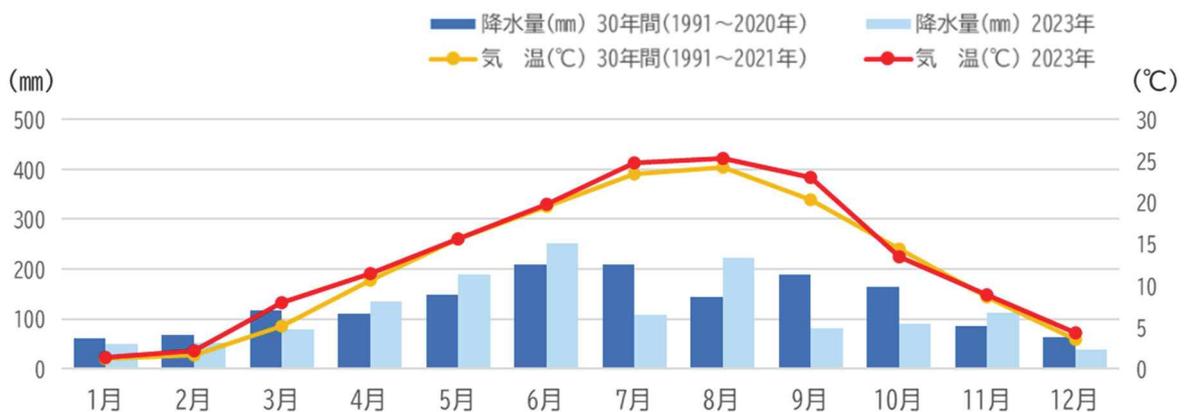


図2-2 観測地「針」の月別の気温と降水量

(データ：気象庁「針」の30年間の平年値・2023年の月毎の値)

(2) 地形・地質・水系

田原盆地の周縁の山地は、領家コンプレックスに分類されており、塩基性岩類や花崗岩類、片麻岩類などの深成岩類が広く分布している(図2-3)。これを第三紀中新世以降の新しい堆積物が薄く被覆する。この堆積物のうち最も古いものは、奈良盆地東縁の「藤原層群」と都祁野盆地の「山辺層群」であり、いずれも中新世前～中期の浅海の堆積物で、多数の海産貝化石を含むことで知られている。これらの地層を形成した海域は、天竜川～中国地方の吉備高原に及ぶ内海であり、第一瀬戸内海と呼ばれ、その堆積物は、第一瀬戸内累層群と呼ばれている。一方、これを不整合に覆う地層は、「室生層群」と総称される中新世中～後期の主として淡水性の火山砕屑物を伴う。地獄谷盆地において典型的に発達し、田原盆地や都祁野盆地にも広がる。これらは下位より地獄谷累層・石仏石英安山岩質凝灰岩層・ソノハ礫層に分類される。地獄谷累層は亜炭が含まれ、若草・春日・奈良炭鉱、地獄谷の三笠炭鉱、田原盆地の八反田亜炭坑などは、戦時中にこの層から採炭していたものである。石仏凝灰岩の分布は限られるが、この層は岩質が柔らかく加工がたやすいため、これを利用して地獄谷石窟仏、春日山石窟仏などが作られている。また、仕上げ砥石としても利用された。田原盆地は、主として南部に地獄谷累層が分布し、ソノハ礫層で覆われている。石仏凝灰岩層の分布はわずかで、茗荷付近に見られるのみである。太安萬侶墓の所在する此瀬に堆積物はなく、太安萬侶墓はこの基盤層上に築造されている。

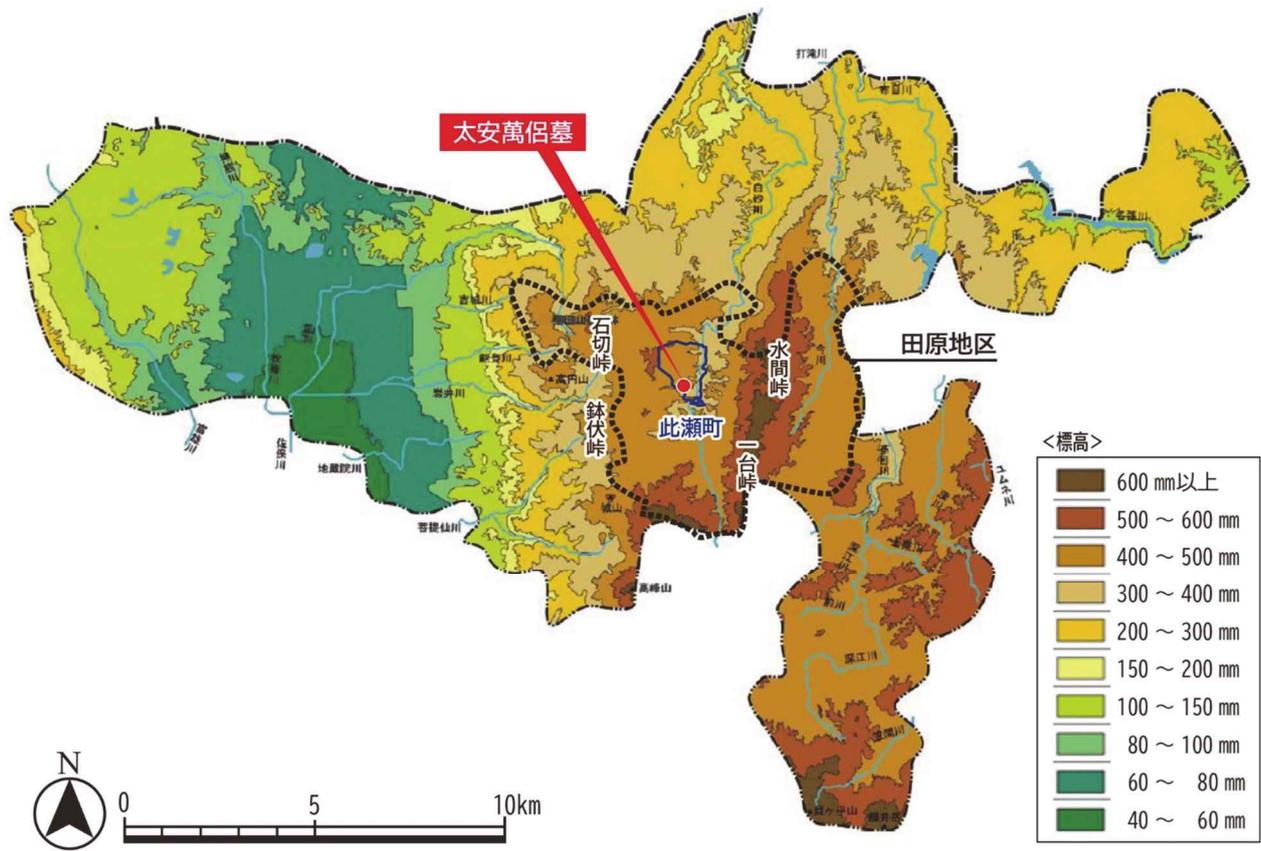


図 2-3 奈良市の地形図 [S=1/200, 000] (ベース図：奈良市市勢の概要)

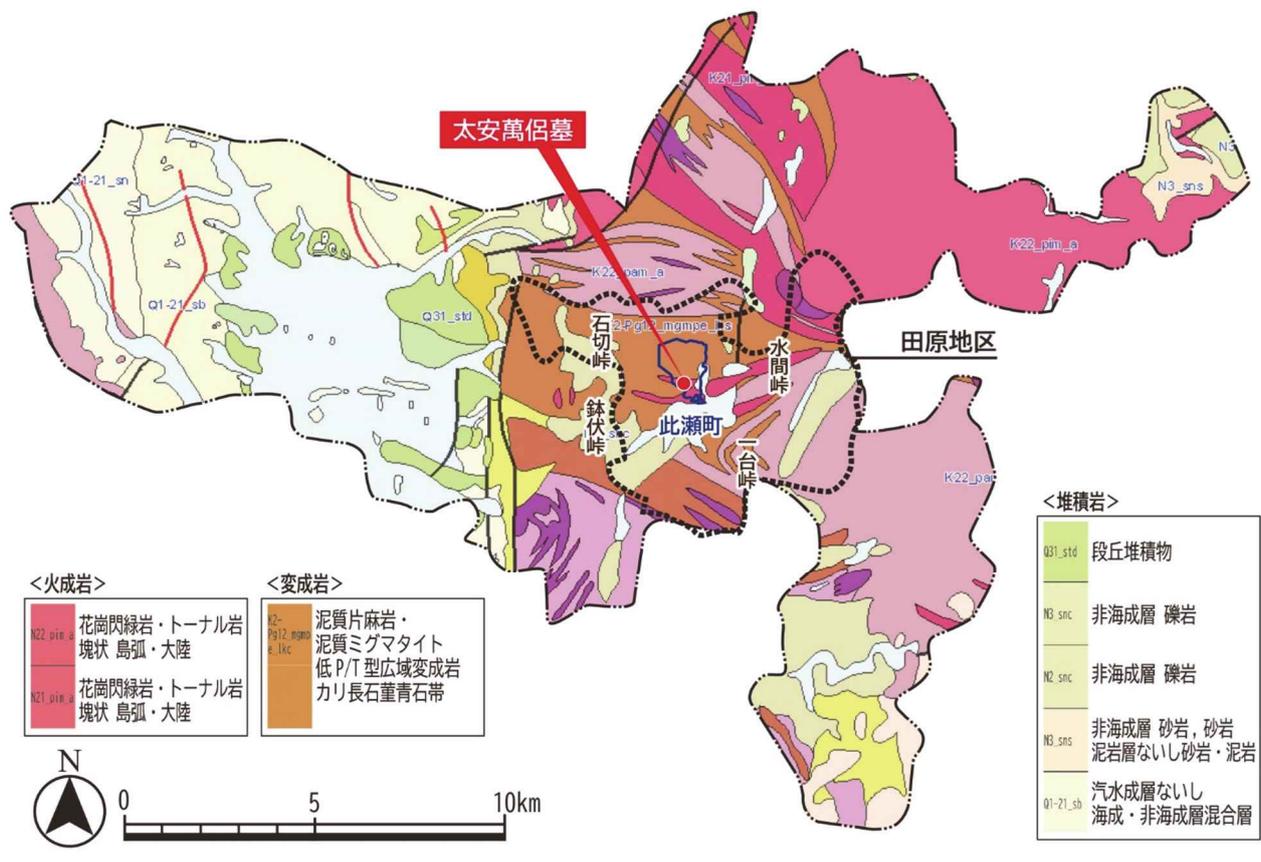


図 2-4 奈良市の地質図 [S=1/200, 000] (ベース図：産総研地質調査総合センターウェブサイト_20 万分の1 日本シームレス地質図 V2)

田原盆地は、木津川の支流である白砂川とそれに注ぎ込む小河川によって形成されている(図2-5)。田原盆地を南北に貫く白砂川は、北流して柳生、阪原をへて笠置で木津川へと合流する。一方、白砂川を遡上すると、長谷町から福住町を経て宇陀方面へ通じる。また、太安萬侶墓の南側には、県道奈良名張線が東西に走っており、西は鉢伏峠を介して天理市和爾町、石切峠を介して奈良市中心部、東は水間峠・一台峠を介して名張市へ通じている。このように田原盆地は、南北方向においては、山城・近江・伊賀及び大和高原南部、東西においては、奈良盆地北部と伊賀及び東国へ通じる水陸の交通の要衝である。

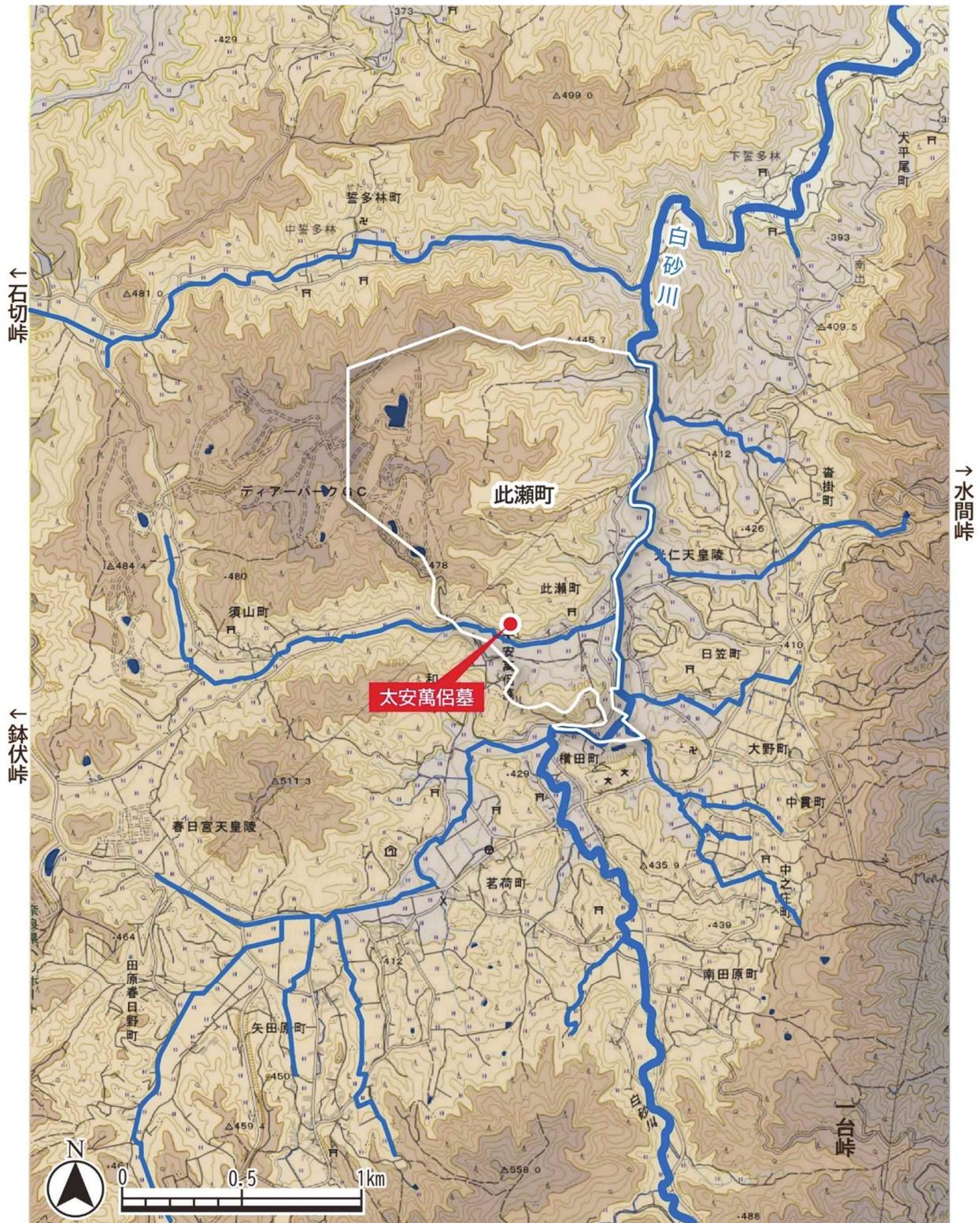


図2-5 此瀬町周辺の地形・水系図 [S=1/25,000] (ベース図：国土地理院ウェブサイト)

(3) 植生等

太安萬侶墓が位置する奈良市此瀬町は、大和高原地域に当たり、全域が標高1,200m以下で、平均すると標高400～500mの高原が連なっており、盆地部と南部の五條・吉野の山岳地域の中間的な地形を形成している。比較的標高の低い河川周辺は人為的な開発が進んで耕作地となっており、極相群落はほとんど残されていない。また、耕作可能な平地や緩傾斜地以外は、クヌギ、コナラやアカマツを主とする二次林やスギ、ヒノキの人工林に覆われている。これを反映するように、史跡地西側には植林によるスギ林が立地する。このスギ林の間には茶の木が点在しており、地元関係者からの教示にもあるように、ここがもともと茶畑であったことを物語っており、本来の植生を示しているわけではない。

本地域は、水湿地が多く、特有の希少植物が生息することが特徴である。特に、サグスケとスズラン、カザグルマの代表的な自生地があり、後2者は、天然記念物に指定されている。加えてカツラギグミや、ほぼ分布の南限となっているズミ、ミヤマウメモドキなども見られる。また、カシワ、オキナグサ、ドグゼリ及びミズチドリは、奈良県ではこの地域にのみ分布する。

近年では、里山の二次林は利用されることが少なくなり、荒廃が進んでいる。これにより、二次林に育てられてきたこれらの植物のほか、ノコギリソウ、カノコソウ、ミドリカナワラビ、タニヘゴ、オニイノデやアカネカズラなどが生息地を狭め、数の減少が目立つ。

なお、農作物においては、大和高原の冷涼な気候を生かした大和茶の生産が盛んに行われており、地場産業となっている。太安萬侶墓が立地する傾斜地では、すでに茶栽培は全て停止しているが、周辺に目をやると、茶畑が点在することを確認することができる。これらの茶畑は、当然のことながら、奈良時代当時の植生を反映するものではないが、田原地域の地場産業となっていることから分かるように、地域を特徴づける植生景観を形成していることは間違いなく、この点に十分配慮しつつ、違和感のない修景を心がける必要がある。

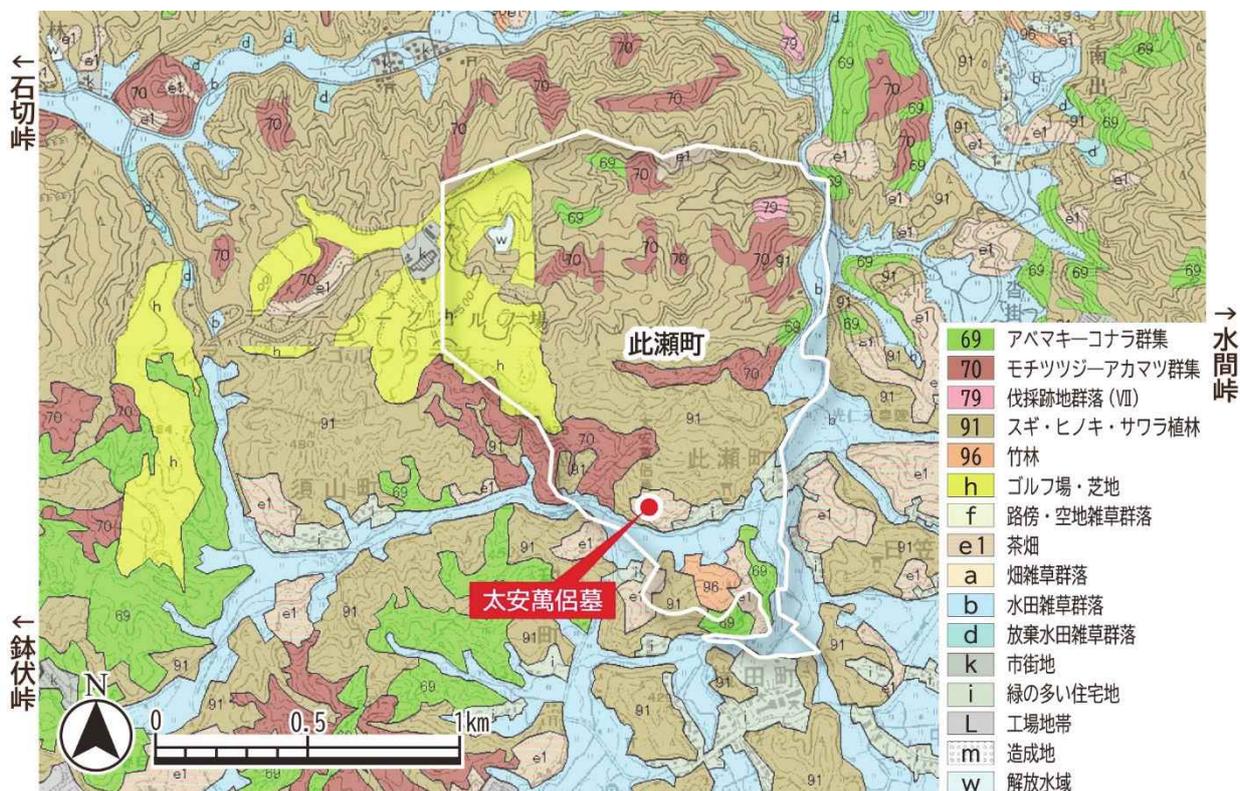


図 2-6 此瀬町周辺の植生図 [S=1/25,000] (ベース図：自然環境調査 Web-GIS_植生図)

(4) 景観

太安萬侶墓が立地する丘陵の裾野に広がる平野部には、水田が営まれ、周辺の丘陵上には、地場産業の大和茶が盛んに栽培され、丘陵裾に沿って集落が展開している。この景観の原型は、中近世に形成された集落の成立に端を発するものとみられるが、奈良時代から大きく変化したものではないと推定される。墓が営まれた奈良時代には、墓から眼下の平野部が一望できたと想定される。また、東に目を向けると、現状では木々に遮られているが、当時は宮内庁により光仁天皇陵・春日宮天皇陵(施基親王墓)に治定されている田原東陵、田原西陵(以下、この名称を用いる)を望むことができたであろう。一方、南の平野部や県道から太安萬侶墓を見上げると、現状では、山林の間の山肌に茶畑が点在する。

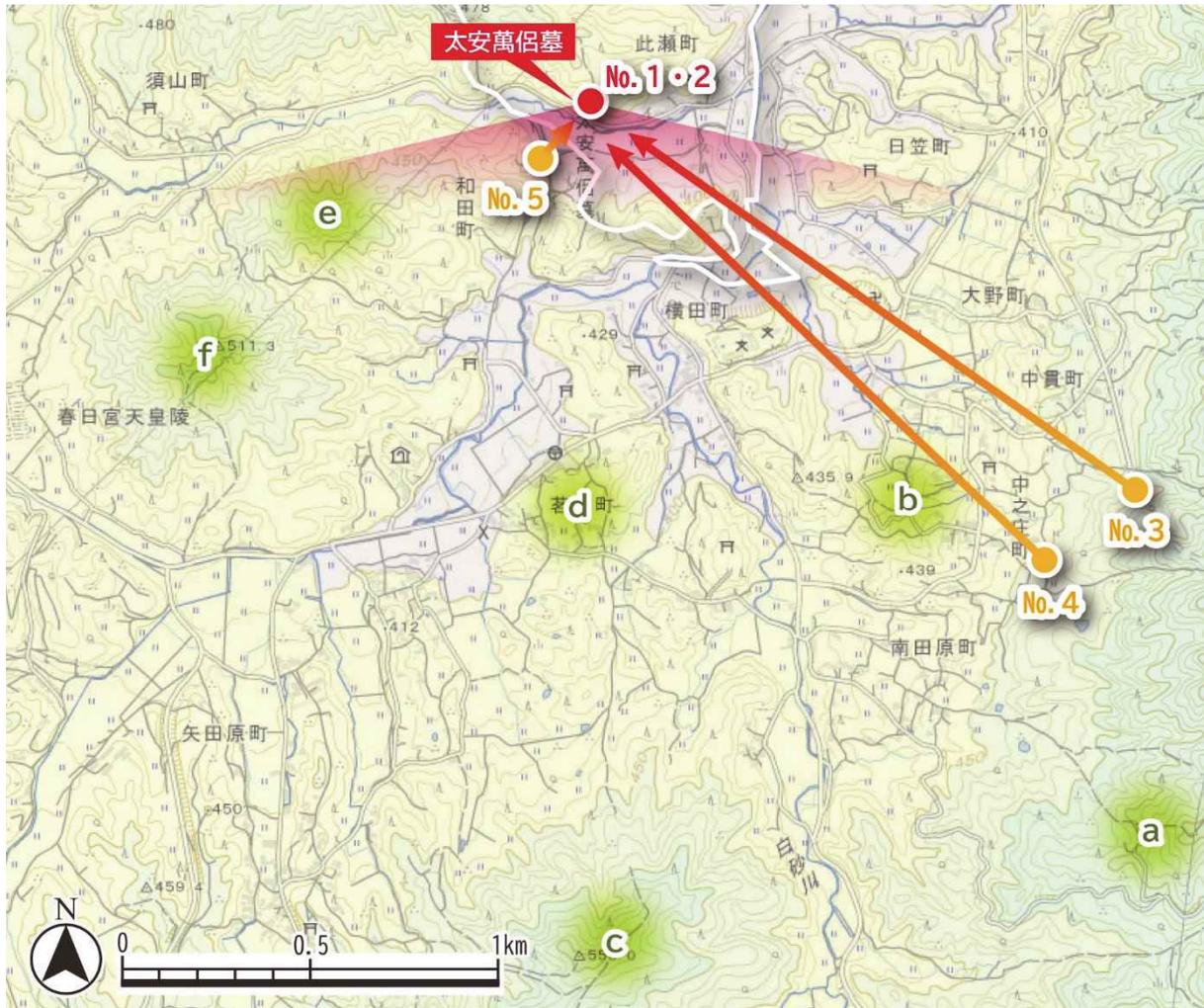


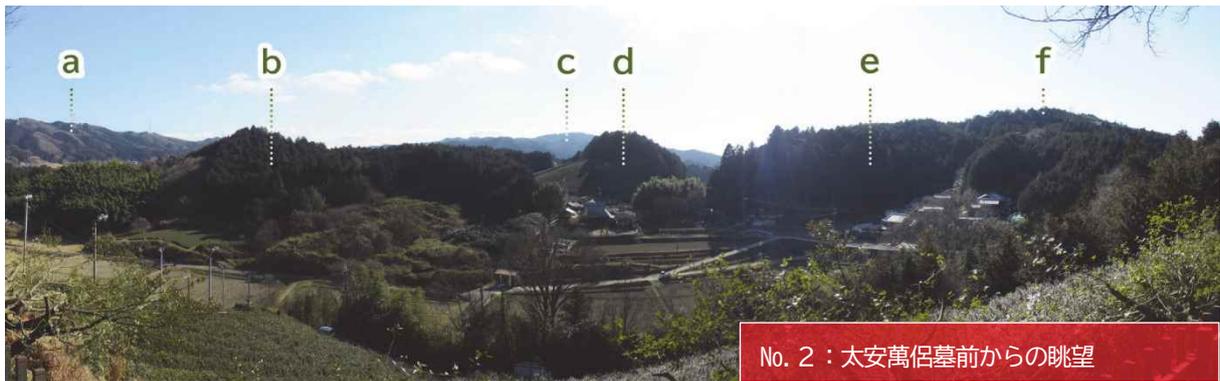
図 2-7 写真撮影方向

(ベース図：国土地理院ウェブサイト／基礎図)

※図中の No. / a～f は No. 2 写真と対応

<指定地内からの眺望>





No. 2 : 太安萬侶墓前からの眺望

※写真中のa～fは図2-7と対応

<指定地外(周辺)からの眺望>



No. 3 : 遠方より太安萬侶墓をみる



No. 4 : 遠方より太安萬侶墓をみる



No. 5 : 指定地周辺から太安萬侶墓をみる

第3節 歴史的環境

(1) 指定地周辺の遺跡

太安萬侶墓の所在する田原盆地の遺跡は、昭和50年代の発掘調査報告書作成時においては、調査が進んでおらず、あまり知られていなかった。その後1990年代末から圃場整備事業に伴い発掘調査が実施され、周辺の遺跡の様相が飛躍的に明らかとなった。本節ではこの成果を踏まえ、歴史的環境について述べる。

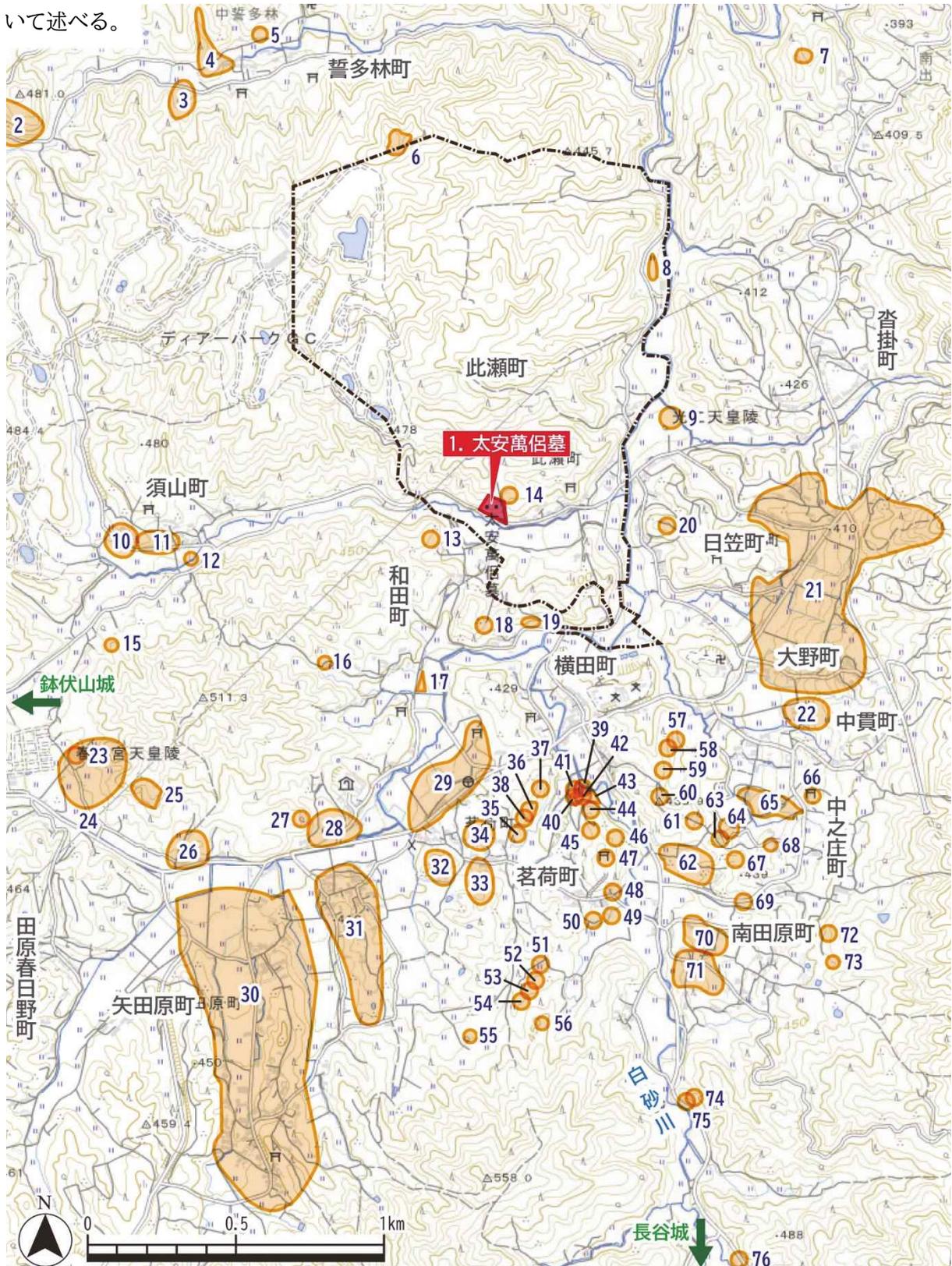


図2-8 指定地周辺の遺跡分布図 [S=1/20,000] (ベース図: 国土地理院ウェブサイト)

表2-1 指定地周辺の遺跡一覧

※表中のNo. は図2-8 と対応

No.	遺跡名	時代	種類	特記(墓のみ)	指定・消滅
1	太安萬侶墓	奈良	墓・墓地	火葬墓、円形墓・径4.5m	史跡 (昭和55年2月19日指定)
2	誓多林廃寺	奈良	社寺		
3	トケモト遺跡	縄文、平安～室町	遺物散布地、墓・墓地		
4	向井遺跡	縄文～古墳、平安～室町	遺物散布地、その他		
5	-	-	墓・墓地	火葬墓	
6	誓多林城跡	鎌倉、室町	城・陣屋		
7	大平尾城跡	鎌倉、室町	城・陣屋		
8	此瀬五反田遺跡	縄文、奈良～鎌倉	集落・町屋		
9	田原東陵(光仁陵)	古墳	古墳	円墳・径36m 石室	
10	須山サンコセ遺跡	縄文、平安、鎌倉	集落・町屋		
11	-	-	遺物散布地		
12	ヨナ墓	古墳	古墳・横穴墓	円墳?・径30m	
13	-	奈良	墓・墓地	骨蔵器	
14	-	-	墓・墓地	木炭	
15	君平古墳	古墳	古墳	勾玉、土器	
16	和田古墳	古墳	古墳	円墳	
17	和田ナカドフリ遺跡	縄文、古墳、鎌倉	集落・町屋		
18	-	奈良	墓・墓地	骨蔵器、木炭	
19	和田ワタナ遺跡	古墳、奈良、鎌倉	遺物散布地、集落・町屋		
20	-	奈良	墓・墓地	骨蔵器	
21	日笠東・大野遺跡	鎌倉、室町	集落・町屋		
22	-	縄文・後、奈良～室町	遺物散布地		
23	田原西陵(春日宮陵)	古墳	古墳	円墳・径40m	
24	-	古墳、平安、鎌倉	遺物散布地、生産遺跡		
25	-	-	平坦面		
26	-	縄文、古墳、奈良、平安、鎌倉	遺物散布地、生産遺跡		
27	-	奈良	墓・墓地	火葬墓、骨蔵器、和同開珎	
28	茗荷櫻谷遺跡	古墳、平安、鎌倉	遺物散布地、集落・町屋		
29	茗荷遺跡	縄文、古墳、鎌倉、室町	遺物散布地、集落・町屋		
30	矢田原遺跡	古墳～室町	遺物散布地、集落・町屋		
31	-	弥生、古墳	遺物散布地		
32	-	平安、鎌倉	遺物散布地		
33	-	平安、鎌倉	遺物散布地		
34	-	-	城・陣屋		
35	-	古墳・後	古墳		
36	茗荷城跡(横田城)	城・陣屋	城・陣屋		
37	ケコバ第1号墳	古墳・後	古墳		
38	ケコバ第2号墳	古墳・後	古墳		
39	横田矢田野遺跡	集落・町屋	縄文、古墳、平安		調査後消滅
40	横田矢田野1号墳	古墳・中	古墳	方墳・8X7m	消滅
41	横田矢田野2号墳	古墳・後	古墳	隅丸方墳・16X9m	消滅
42	横田矢田野3号墳	古墳・中～後	古墳	方墳・4.5以上X7m	消滅
43	横田矢田野4号墳	古墳・中～後	古墳	方墳・4.5以上X7m	消滅
44	天神神社北第3号墳	古墳・後	古墳	横穴式石室	
45	茗荷神社前古墳	古墳・後	古墳	円墳・径10m	
46	-	古墳・後	古墳	円墳・径10m	
47	天満神社北第1号墳	古墳	古墳	円墳・径10m	
48	天満神社南方古墳	古墳・後	古墳	円墳・径10m 横穴式石室	消滅
49	-	古墳・後	古墳		
50	-	古墳・後	古墳		
51	茗荷1号墳	古墳	古墳	円墳・径約4m	
52	茗荷2号墳	古墳	古墳	円墳	
53	茗荷3号墳	古墳	古墳	円墳	
54	茗荷4号墳	古墳	古墳	円墳	
55	-	古墳	古墳		消滅
56	-	古墳	古墳	円墳・径10.5m	
57	横田第1号墳	古墳・後	古墳	円墳・径8m	
58	横田第2号墳	古墳	古墳	円墳・径9m	
59	横田第3号墳	古墳	古墳	円墳・径7m	
60	横田第4号墳	古墳	古墳	円墳・径10m	

61	-	古墳	古墳		
62	横田アンバ遺跡	古墳・中	集落・町屋		
63	谷田甕棺出土地	-	古墳, 遺物出土地	甕棺	
64	中之庄マカミリ遺跡	縄文, 弥生, 奈良, 鎌倉, 室町	遺物散布地, 集落・町屋		
65	-	奈良, 平安, 鎌倉	遺物散布地, 集落・町屋		
66	田原中之庄天神社社叢	-	その他		市指定天然記念物 (昭和58年4月7日指定)
67	-	古墳・後	古墳	規模不明	
68	イナリサカ古墳	古墳・後	古墳	円墳?	
69	カツリサカ古墳	古墳・後	古墳	円墳・径10m 横穴式石室	消滅
70	南田原ミヤケ遺跡	古墳・中, 飛鳥, 奈良	集落・町屋		
71	南田原中出遺跡	鎌倉, 室町	集落・町屋		
72	ミズノオ古墳	古墳・後	古墳	円墳・径5m	
73	高塚古墳	古墳	古墳	横穴式石室	
74	-	古墳	古墳		
75	南田原町磨崖仏	鎌倉	祭祀・信仰遺跡		市指定史跡 (平成2年4月11日指定)
76	長谷白土遺跡	奈良	集落・町屋, 生産遺跡		

※↓文章中の【No.】は図2-8・表2-1と対応

田原盆地で確認される最も古い遺跡は、縄文時代早期の土器が出土する天釣山遺跡、中之庄マカミリ遺跡【64】である。そのほか須山サンコセ遺跡【10】、矢田原遺跡【30】、中貫柿ノ木遺跡、長谷白土遺跡【76】、茗荷遺跡【29】、横田矢田野遺跡【39】、和田ナカドヲリ遺跡【17】、鉢ヶ坪遺跡などで、各時期の土器や石器などの遺物が確認されている。また、遺構としては矢田原遺跡では、落とし穴と推定される遺構、須山サンコセ遺跡、中貫柿ノ木遺跡では、後期～晩期のドングリ貯蔵穴が確認されており、縄文時代のはじめから、この地区で狩猟・採集を中心とした人々の活動が始まったことが知られる。

<弥生時代>

弥生時代では、日笠東・大野遺跡【21】で中期の土器、横田・茗荷地区で後期の土器、中之庄地区で石鏃と石剣の未製品が出土している。遺構は確認されていないものの、水田開発に不向きと思われるこの地区でも、石器の生産と流通に関わる活動が行われていたとみられる。

<古墳時代>

古墳時代に入ると、集落や古墳などの遺跡が増加する。前期においては、中誓多林遺跡や茗荷遺跡【29】・矢田原遺跡【30】で土器が確認されているほか、矢田原遺跡では加工途中の木材が多量に出土しており、木材加工場と推定されている。遺跡からは、河内地方からの搬入品である庄内式甕が出土していることから、可耕地の少ない当地が広域流通する木材の産地として経済基盤を成立させたと評価されている。中期から後期にかけては、茗荷遺跡や横田矢田野遺跡【39】、横田アンバ遺跡【62】、和田ナカドヲリ遺跡【17】で、竪穴建物や掘立柱建物がまとまって確認されており、可耕地の少ない当地域でも、水田経営以外の手段で地域の開発が進展したことがうかがえる。その手段の一つが、矢田原遺跡で確認された木材生産であった可能性がある。また、集落から大阪湾岸や紀淡海峡を産地とする製塩土器が出土する点も特筆され、山間部における物流の一端を示すものと評価されている。

古墳の築造もこの時期から始まるようである。白砂川兩岸の丘陵上には、多数の古墳が存在したことが知られているが、いずれも中期～後期にかけての中小規模墳である。このうち、後期初頭の須恵器が出土したケコバ第1号墳【37】は、主体部が木棺直葬と推定されている。また、道路工事中に破壊されてしまったカツリサカ古墳【69】は、主体部が横穴式石室で、須恵器と鉄釘が出土したとされる。さらに、鉄剣・鉄斧・須恵器が出土した天満神社北第1号墳【47】も、横穴式石室を主体部とす

ると推定されている。このほか発掘調査は行われていないが、横田古墳群、茗荷古墳群、イナリサカ古墳【68】、ミズノオ古墳【72】でも横穴式石室の存在が想定されており、後期中頃以降に横穴式石室を主体部とする中小規模墳が多数築造されるようになったとみられる。

<古代>

古代に入ると、長谷白土遺跡【76】、中之庄マカミリ遺跡【64】、此瀬五反田遺跡【8】において集落が確認され、此瀬五反田遺跡では鍛冶関連の遺構・遺物も確認されていることから、開発がさらに進展したことがうかがえる。集落以外では、日笠フシダ遺跡、日笠花刈遺跡、中誓多林遺跡、宮縄手遺跡などが、水辺に祭祀遺物を投棄した祭祀遺跡として知られる。特に、日笠フシダ遺跡で出土した絵馬は、天平年間に製作された最古級の事例として注目される。また、矢田原遺跡【30】では、溝や石敷きが確認され、木簡なども出土している。一方、誓多林廃寺【2】では、以前より礎石が露出していることが知られていたが、発掘調査においても瓦が出土しており、当地でも寺院が建立されていたことが確実となった。

墳墓については、古くから著名なものが多数あり、田原東陵【9】、田原西陵【33】や、太安萬侶墓【1】が代表としてあげられる。田原東陵は墳丘をもち、被葬者が皇族とされるもので、太安萬侶墓をはじめとして、古墳のような明確な外部表象施設をもたないものである。田原西陵については、太安萬侶墓の調査時に実施した聞き取りや踏査により、同様の墳墓が多数存在していたと推定されている。出土状況が確認されているもののうち、誓多林町の木炭出土地は、木炭槨蔵あるいは骨器を木炭で覆った遺構の可能性が指摘されている。また、太安萬侶墓から谷を隔てた南西側や、南側、南東側の丘陵上も蔵骨器の出土が伝えられる場所で、特に南側は、木炭の散布が認められるという。さらに、太安萬侶墓の150mほど南西の地点からは、明治年間に蔵骨器とともに、銀錢を含む和同開珎が出土したと伝えられる。このほか、太安萬侶墓の周辺においても、開墾時に炭が多量に出土した箇所が複数箇所あったとの報告がある。このように、当地に奈良時代とみられる墳墓が集中しており、天皇や高位の官人であった太安萬侶などの墓が多数含まれる点が特筆される。『令集解』巻40喪葬令皇都条には「皇都及び道路の側近に葬り埋むることはならない」との記載があり、当地のような都から離れた山中に墳墓が築造される状況は、喪葬令に準じて葬地が選定された結果と考えられている。

<中世>

中世に入ると、広い範囲で遺物の出土が確認され、活発な人々の生活の痕跡を見て取ることができる。集落としては、茗荷遺跡【29】、茗荷櫻谷遺跡【28】、此瀬山辺遺跡、日笠東・大野遺跡【21】、南田原中出遺跡【71】では遺構・遺物が確認され、天鈞山遺跡では炭窯、矢田原遺跡【30】では木材加工の痕跡が確認された。当地は春日大社や興福寺の荘園となっており、此瀬山辺遺跡、日笠東・大野遺跡で確認された長期に渡る屋敷地は、荘園の経営と関連するものとみられる。また、室町時代では、本格的に調査されたものはないものの、鉢伏山城・茗荷城・誓多林城・長谷城などの山城が確認されており、田原盆地を取り巻くように配置されている。

<近世>

近世に入ると、田原盆地は一部を除いて津藩領となる。圃場整備に伴う調査では、この時期の遺構が確認されないことから、当該期以降の集落は現在の集落と重複しており、この時期から現在に至るまで集落の景観は大きく変化していないとみられている。

<参考文献>

1959	田原村史編集委員会	『田原村史』	—
1960	小島俊次	「ケコバ第1号古墳出土遺物」 『奈良県文化財調査報告』第3集	奈良県教育委員会
1968	奈良市史編集審議会	『奈良市史 考古編』	奈良市
1981	前園実知雄 編	『太安萬侶墓』	奈良県立 橿原考古学研究所
1999	山田隆文	「県営圃場整備事業田原西地区－平成10年度試掘調査概報－」 『奈良県遺跡調査概報』1998年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2000	山田隆文	「茗荷遺跡－県営圃場整備事業田原西地区に伴う平成11年度発掘調査概報－」 『奈良県遺跡調査概報』1999年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2001	佐々木好直	「矢田原遺跡・鉢ヶ坪遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2000年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2003	伊藤雅和	「宮縄手遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2002年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
	川上洋一	「茗荷櫻谷遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2002年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
	鶴見泰寿・川上洋一	「日笠東・大野遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2002年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
	宮長秀和	「県営圃場整備事業(田原南地区：中之庄町)に伴う試掘調査」 『奈良県遺跡調査概報』2002年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2004	佐々木好直	「誓多林廃寺・誓多林町遺物散布地」 『奈良県遺跡調査概報』2003年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
	宮長秀和	a 「日笠東・大野遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2003年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
		b 「中之庄マカミリ遺跡ほか」 『奈良県遺跡調査概報』2003年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
米川裕治	「須山サンコセ遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2003年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所	
2005	安永周平・近江俊秀 ・岡田憲一	「天釣山遺跡・誓多林廃寺」 『奈良県遺跡調査概報』2004年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2006	青柳泰介 編	a 『和田ナカドヲリ遺跡発掘調査報告書』	奈良県立 橿原考古学研究所
	木村健明 編	b 『横田矢田野遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
	安永周平	「中誓多林遺物散布地試掘及び中誓多林遺跡A 地区・B 地区」 『奈良県遺跡調査概報』2005年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2007	小池香津江	「此瀬山辺遺跡」 『奈良県遺跡調査概報』2006年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
	木村健明 編	『横田アンバ遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
2008	木村健明 編	『此瀬五反田遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
2009	青柳泰介 編	a 『和田ワタナ・矢田原遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
		b 『日笠花刈遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
	廣岡孝信・山崎孝盛	「杵掛地区試掘調査」 『奈良県遺跡調査概報』2008年度 第一分冊	奈良県立 橿原考古学研究所
2010	北山峰生 編	『長谷白土遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
2011	清水昭博 編	『日笠フシシダ遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所
2012	米井友美 編	『南田原ミヤケ遺跡・南田原中出遺跡』	奈良県立 橿原考古学研究所

(2) 指定地周辺の指定等文化財

田原地域における指定文化財としては、国指定史跡1件、重要文化財1件、県指定史跡1件、彫刻5件、無形民俗1件、奈良市指定史跡1件、天然記念物1件、建造物1件、彫刻1件、絵画2件、工芸品1件が挙げられる。詳細は表2-2の通り。

表2-2 田原地区の指定文化財一覧

種別・区分	名称	時代	所在地	所有者	指定年月日	
国指定	史跡	太安萬侶墓	奈良	此瀬町	—	昭和55年2月19日
	考古資料(重文)	太安萬侶墓誌／癸亥年七月六日在銘／奈良県奈良市此瀬町出土	奈良	橿原市畝傍町50-2(橿考研博)	国(文化庁)	昭和56年6月9日
県指定	史跡	塔の森	奈良	長谷町 天理市福住町別所	個人	昭和29年3月2日
	彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	室町	大野町80	十輪寺	昭和42年2月23日
		木造 地藏菩薩立像	鎌倉	誓多林町	万福寺	昭和34年2月5日
		木造 阿弥陀如来坐像	平安	別所町	極楽寺	昭和28年3月23日
		木造 不動明王立像	平安	別所町	極楽寺	昭和28年3月23日
		木造 地藏菩薩立像	平安	別所町	極楽寺	昭和28年3月23日
無形民俗文化財	田原の祭文・祭文音頭・おかげ踊り	—	田原地区	田原地区伝統芸能保存会	平成11年3月19日	
市指定	史跡	南田原磨崖仏	鎌倉	南田原町372-1	個人	平成2年4月11日
	天然記念物	田原中之庄天神社社叢	—	中之庄町476	中之庄町	昭和58年4月7日
	建造物	松本家住宅 附 願書1枚 板絵図1枚	江戸	茗荷町	個人	平成14年3月4日
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	平安	茗荷町881	茗荷町自治会	平成6年3月2日
	絵画	紙本著色富士参詣曼荼羅図	江戸	矢田原町(奈良博)	矢田原第三農家組合	昭和62年5月15日
		絹本著色青面金剛像	室町	大野町80	十輪寺	平成14年3月4日
	工芸品	鉦鼓	鎌倉	大野町80	十輪寺	平成24年3月6日



塔の森



極楽寺阿弥陀如来坐像



田原の祭文 (写真：野本暉房氏 撮影)



南田原磨崖仏



田原中之庄天神社社叢 (写真：市HP)



松本家住宅

第4節 社会的環境

(1) 人口・世帯数

太安萬侶墓が所在する丘陵は、全面がかつて茶畑であったことから人家はない。太安萬侶墓に最も近接する集落は東側一帯に位置し、此瀬町令和5年(2023)現在で14世帯35人が居住している。墓発見時である昭和54年(1979)は19世帯94人、平成15年(2003)時点では18世帯65人であったことから、人口減少の一途をたどっており、40年間で69%の減少率となっている。人口の減少はすなわち自治会構成員の減少に直結しており、維持管理を地元自治会に委託している太安萬侶墓にあっては、持続的な維持管理体制の構築という点において大きな課題の一つとなっている。また、35名中17人が70歳以上の高齢者であり、高齢化も顕著な課題として顕在化している。ただし、この課題に関しては、令和5年8月に此瀬町を含む田原地域に所在する複数の自治会によって構成される田原地域自治協議会が発足し、太安萬侶墓についても田原地域として保護していくとされている。

(2) 交通・アクセス

太安萬侶墓周辺における交通網は、史跡地の南側800mを東西に走る県道奈良名張線が主要道路であり、これに接続する生活道が網目状に整備されている。周辺に鉄道駅はなく、墓を訪れる人の大半は自家用車の利用となっている。最寄りの駐車場・トイレ併設施設としては、田原やま里市場があり、そこから太安萬侶墓までは徒歩30分ほどの距離となる(奈良市『田原やま里博物館散策MAP』による)。

県道奈良名張線は奈良市中心部と三重県名張市を結んでおり、唯一の公共交通機関である路線バスが通っている。近鉄奈良駅から北野行きのバスに乗ると約30分で太安萬侶墓に最も近い田原横田のバス停に到着する。そこから墓までは北に約1km、徒歩約20分の距離である。なお、田原周辺地域は自由乗降区間となっていることから、必ずしもバス停を利用する必要はないが、途中乗降したとしても、墓までの所要時間にさほど大きな差はない。



第3章 太安萬侶墓の概要

第1節 指定の状況

(1) 史跡

名称：おのやすまろのはか太安萬侶墓

所在地：奈良市此瀬町

種別：史跡

官報告示：文部科学省告示第18号

指定基準：七. 墳墓及び碑

指定年月日：昭和55年(1980)2月19日

指定地番：451-1、451-2、452、456-1、456-2、456-3、457-1、457-2、457-3、457-4、458-1、458-2、459-1、459-2、460-1、460-2、461、462、463、464、465-1、465-2、466、467、468、469-1、473-2、473-3、473-4、473-5、473-6、480-1

指定面積：8,314.89㎡

詳細解説：太安萬侶墓は、奈良盆地の東方に連なる大和高原の北西端近くに位置する此瀬町にあって、東西にのびる丘陵の南斜面に築造されている。この周辺には、光仁天皇陵をはじめとする奈良時代に中心をおくと思われる墳墓が多くみられ、太安萬侶墓もまたその一つである。昭和54年1月22日、茶畑改植中に銅板製墓誌が発見されて広く世間の注目するところとなり、これに引続き墳墓の発掘調査が行われた。

墳墓は、約30度の急斜面の中の小さい尾根の頂部を利用して築かれている。封土は開墾の際にすべて削られていたが、墳墓と尾根を限る部分に墳丘を囲むように弧状を呈した溝の一部が遺存しており、これから墳丘を復原すれば内径は4.5メートルとなる。墓壇は墳丘のほぼ中央に位置し、東西1.9メートル、南北1.8メートルを測るやや変形した土壇で、ほぼ垂直に掘り込まれている。墓壇の中央北寄りに、木炭で被覆された木櫃が長軸を南北方向にとって埋葬されており、腐朽が甚だしく形状・規模ともに定かでないが、木炭層内に残る空洞部分から木櫃の大きさを推定すると、縦66センチ、横36センチ、高さ38センチほどと思われる。

墓誌は木櫃の下に、文字面の上端部を北に向け、裏向きに置かれたらしい。縦29.1センチ、横6.1センチ、厚さ0.1センチの銅板製で、一面にのみ文字がある。銘文は2行に書かれており、4周と中央に界線があって、

左京四條四坊從四位下勲五等太朝臣安萬侶以癸亥年七月六日卒之
養老七年十二月十五日乙巳

の41文字が刻まれている。

木櫃の中からは、火葬人骨・灰と共に真珠4顆、鉄片2、漆喰片2が検出されている。

この墳墓が『古事記』の編者として著名な太安萬侶の墓であることは、墓誌の内容からみて明白な事実である。しかも墳丘の規模・構造・遺物の出土状況が学術的に明らかにされた奈良時代上級官人のきわめて稀な火葬墓として重要な価値を有するものであり、墓域をも含めた丘陵の南斜面一帯を指定し保存を図るものである。

なお、史跡太安萬侶墓は、当初指定後、追加指定や追加の公有化の履歴はなく、管理団体も未指定となっている。管理団体については、今回の整備を契機として奈良県が指定を受ける計画を持っているが、追加指定及び公有化については明確な予定はない。ただし、今回の整備で予定する発掘調査により新たな考古学的情報が得られるなど、追加指定や公有化が必要と判断される状況があれば、適切に対応する予定である。

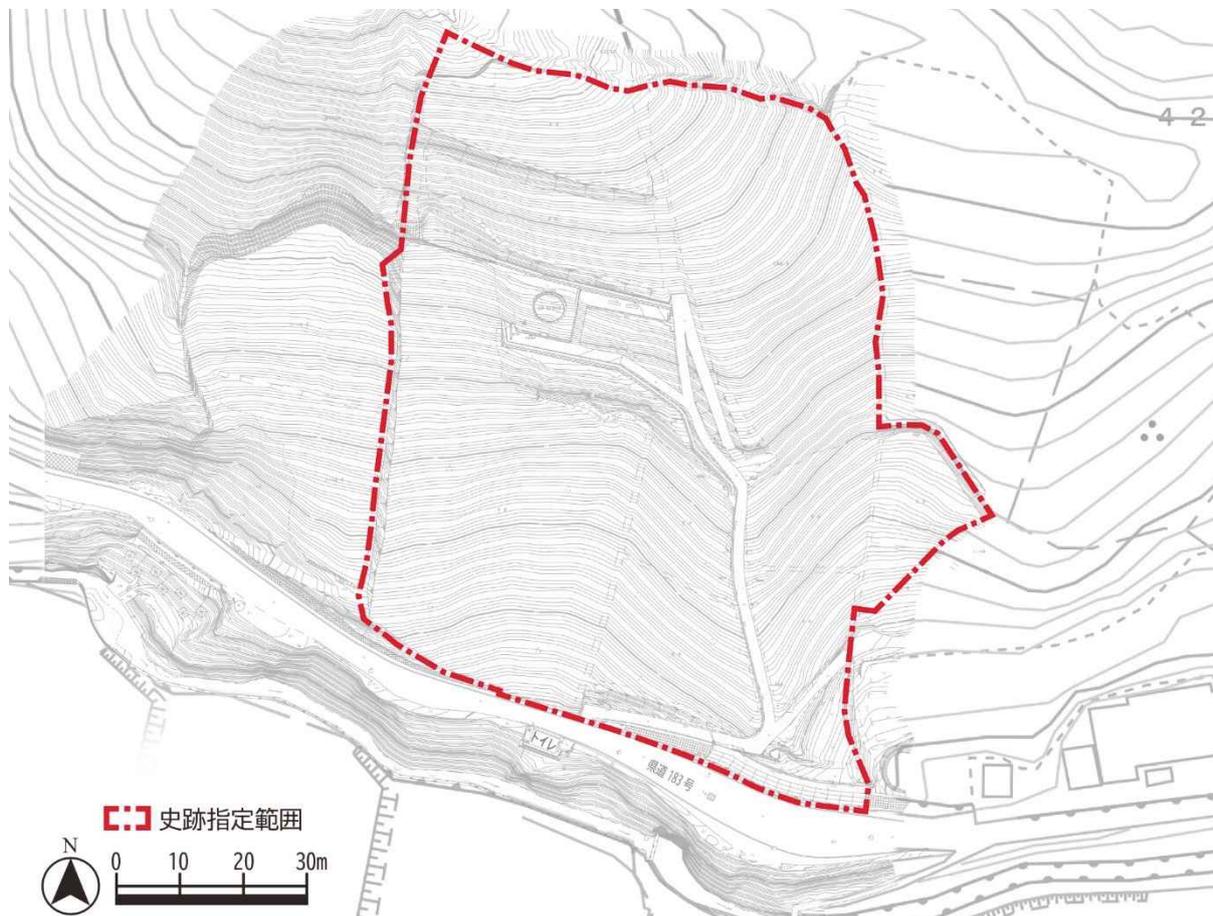


図3-1 史跡指定範囲図 [S=1/1,200]

(2) 重要文化財

名 称：太安萬侶墓誌
おののやすまろ ぼし
 所 在 地：橿原市畝傍町50-2（保管施設：奈良県立橿原考古学研究所附属博物館）
 所 有 者：国（文化庁）
 種 別：考古資料
 時 代：奈良
 年 代・西暦：723
 ト 書：癸亥年七月六日在銘／奈良県奈良市此瀬町出土
 国宝・重文区分：重要文化財
 重文指定年月日：昭和56年(1981)6月9日

詳細解説：奈良盆地の東方、大和高原の通称トンボ山の丘陵南斜面において発見されたもので、『古事記』の編者として著名な太安萬侶の墓誌である。墳墓は墓壙を設け、木櫃をおき周囲を木炭で覆ったものである。墓誌はこの木櫃底部に収められていた。四十一字からなる銘文は、太安萬侶の歿年月日を記したものである。奈良時代墳墓のうち、出土状況などが明確に調査された珍しい遺品である。

(3) 土地所有・土地利用

史跡太安萬侶墓の指定範囲は、墓域と考えられる範囲の内、南側の県道を除く部分の全域が対象とされた。公簿上8,314.89㎡であり、奈良市此瀬町字トンボヤマ451番ほか20筆に及び。当時の土地所有者は発見者の竹西氏を含め6名であった。

史跡指定後、奈良県は昭和54年度に史跡の購入に伴う国庫補助金の交付を受け、ただちに公有化の交渉に入った。公有化は、墓と周辺整備に必要な部分及び県道より墓への進入路に限って行われた。此瀬地区を中心とした田原地区は、有数の大和茶の産地であり、指定地内の大部分は茶畑であったことから、公有化は必要最小限の範囲にとどめるとの方針の下で行われた。その結果、公有化されたのは、墓とその周辺が444.16㎡、県道からの進入路が292.42㎡、合計736.58㎡となった。

史跡指定地内は、公有地と民有地に分けられる。公有地は、墓と周辺の修景林及び県道より墓への進入路である。民有地のうち、大半の地目は畑地であり、一部山林もある。民有地の多くは、茶畑として利用されていたが、現在は茶の栽培を停止しており、指定地内の茶畑に限れば全て栽培をやめている。

表 3-1 指定地の地目一覧

小字名	地番	種別	地目	地積 (㎡)	備 考
字トンボヤマ	451-1	民有地	畑	365.00	S55.12.9に451→451-1、同2に分筆
	451-2	県有地	畑	107.00	S55.12.9に451から分筆
字クングョ	452	民有地	畑	376.00	
	456-1	県有地	公衆用道路	49.00	
	456-2	民有地	畑	15.00	S56.1.20に456-2、同3に分筆
	456-3	県有地	公衆用道路	53.00	S56.1.20に456-2から分筆 文筆で-1㎡
字トンボヤマ	457-1	民有地	畑	130.00	S55.12.9に457-1、同2に分筆 S56.1.20に457-1、同3、同4に分筆
	457-2	県有地	畑	12.00	S55.12.9に457から分筆 文筆で-1㎡
	457-3	民有地	畑	13.00	S56.1.20に457-1から分筆
	457-4	県有地	公衆用道路	171.00	S56.1.20に457-1から分筆
	458-1	民有地	畑	483.00	S56.2.9に458-1、同2に分筆
	458-2	県有地	公衆用道路	38.00	S56.2.9に458から分筆 文筆で-1㎡
	459-1	民有地	畑	237.00	S55.12.9に459-1、同2に分筆
	459-2	県有地	畑	7.00	S55.12.9に459から分筆
	460-1	民有地	畑	55.00	S56.1.29に460-1、同2に分筆
	460-2	県有地	公衆用道路	59.00	S56.1.29に460から分筆 文筆で-1㎡
	461	民有地	畑	175.00	
	462	民有地	畑	148.00	
	463	民有地	山林	105.00	
	464	民有地	山林	128.00	
	465-1	民有地	山林	38.00	S55.12.9に465-1、同2に分筆
	465-2	県有地	山林	130.00	S55.12.9に465から分筆
	466	民有地	畑	773.00	
	467	民有地	畑	82.00	
	468	民有地	畑	251.00	
	469-1	民有地	畑	84.00	
	473-2	民有地	畑	604.00	S55.12.9に473-2、同5に分筆
	473-3	民有地	山林	2491.00	S55.12.26に473-3、同6に分筆
	473-4	民有地	山林	601.00	
473-5	県有地	畑	34.00	S55.12.9に473-2から分筆	
473-6	県有地	山林	444.00	S55.12.26に473-3から分筆	
字西藪	480-1	県有地	公衆用道路 ・宅地	52.89	S56.1.8に地目変更 (宅地52.89㎡のうち52㎡)
合計面積				8310.89	文筆により4㎡減
指定地面積				8314.89	

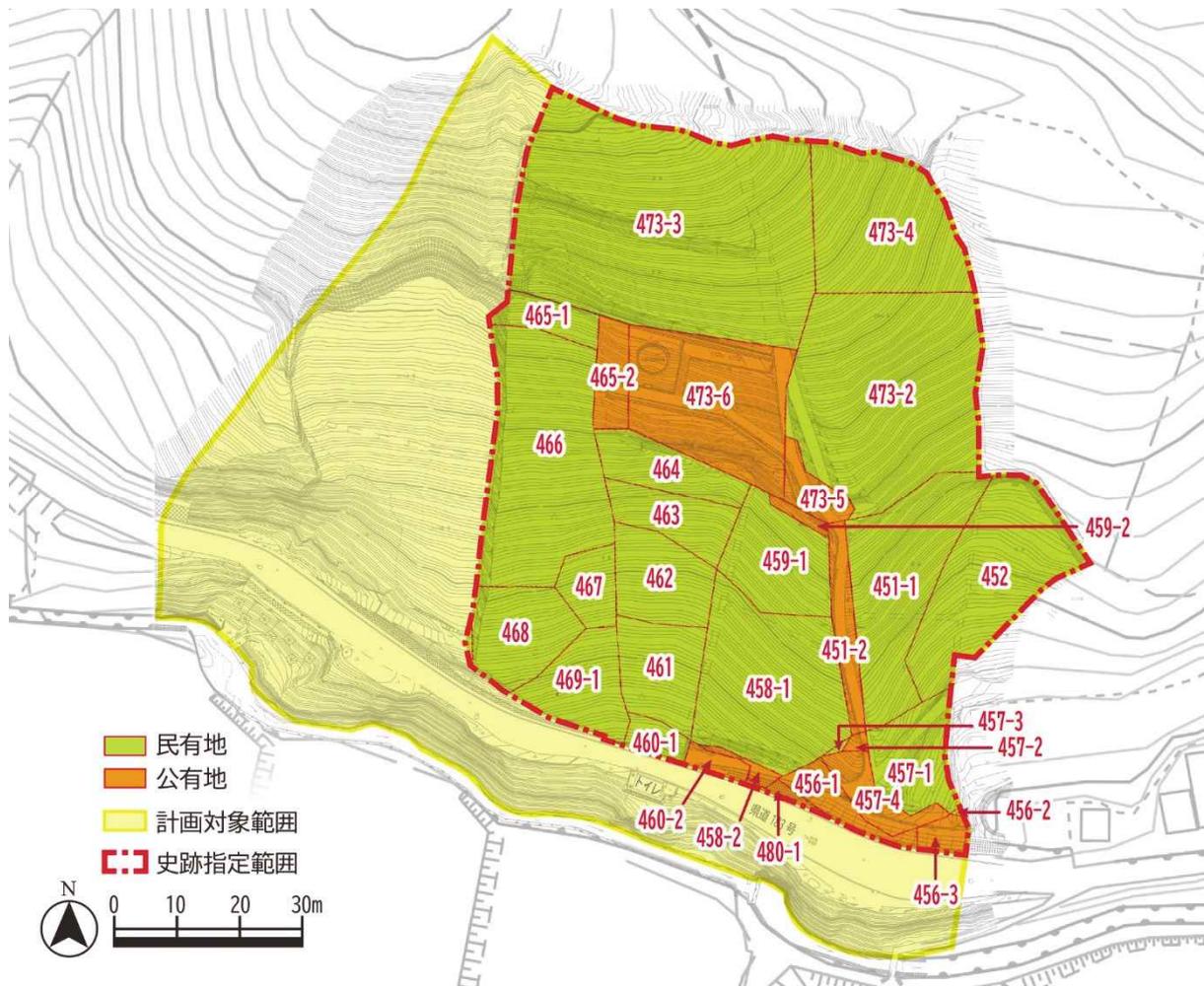
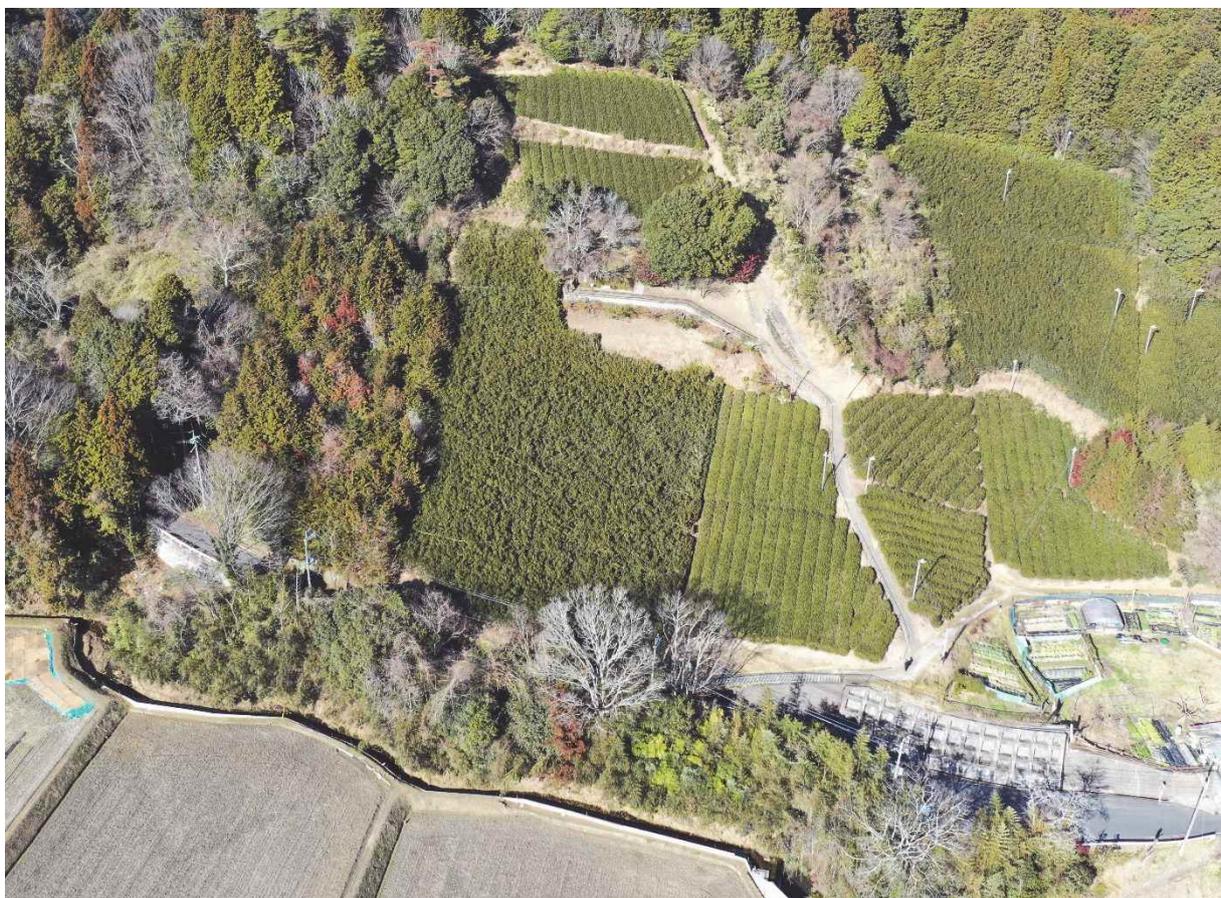


图 3-2 土地所有図 [S=1/1,200]



土地利用 (令和6年1月29日撮影)

第2節 遺跡の概要

(1) 太安萬侶について

太安萬侶は、和銅5年(712)に完成した日本最古の歴史書である『古事記』の撰録者として著名である。『和州五郡神社神名帳大略註解』に引く久安5年(1149)の『多神宮注進状』では、壬申の乱の時に大海人皇子側について功績のあった多品治の子とする。『続日本紀』によると、慶雲元年(704)正月7日に従五位下、和銅4年(711)4月7日に正五位上、靈龜元年(715)正月10日に従四位下に昇叙されている。靈龜2年(716)9月23日には氏長となり、養老7年(723)7月7日に民部卿従四位下で没している。太安萬侶墓は、奈良時代の墳墓として、墓の構造や墓誌の出土状況が明確にされた貴重な例というだけではなく、墓の内部に納置されていた墓誌によって被葬者が特定できる稀有な事例であり、奈良時代の上級官人の葬法のあり方を知る上でも非常に重要な資料である。太安萬侶墓は昭和55年(1980)に国史跡、太安萬侶墓誌は昭和51年(1981)に重要文化財に指定されている。

(2) 太安萬侶墓の発見と調査経過

太安萬侶墓は、奈良市街地から東へ約10km離れた奈良市此瀬町に所在する。昭和54年(1979)1月18日、丘陵の南斜面にある茶畑の改植作業中に、木炭が掘り出されたことで偶然発見された。1月20日には人骨が確認され、22日には人骨とともに墓誌が取り上げられている。22日の午前11時頃には、当時、奈良市役所田原公民館に勤務されていた川尻タケノ氏を通じて、奈良県教育委員会文化財保存課に一報が入り、その日の午後に奈良県職員が現地を確認し、人骨と墓誌を引き取っている。墓誌については、同日夜に橿原考古学研究所所長末永雅雄氏、石野博信調査課長が検討しており、1月23日には報道発表を行っている。そして、1月25日に慰霊祭が行われ、橿原考古学研究所が中心となって発掘調査に着手した。調査着手時にはすでに、現地に多くの見学者が詰めかけていた。火葬骨と墓誌が見つかった木炭塚を中心とした発掘調査は、約2か月に及ぶ。3月6日には、木炭塚の空洞の崩壊を防ぐために、硬質ウレタンを注入して密閉している。現地調査の大部分が終了した3月22日には慰霊祭を行い、遺骨の一部と墓誌の模型、発見記録を刻んだ銅板等を墓内に安置している。調査終了は3月31日となった。



発見前の遠景（写真：昭和51年 竹西清氏 撮影）※ ▲ の交点が太安萬侶墓

(3) 発掘調査の成果

現地の発掘調査は、発見の三日後の昭和54年(1979)1月25日から開始している。調査は、各専門分野の研究者にも委嘱して調査団を組織して実施した。また、現地調査と並行して、取り上げられた墓誌、人骨、調査中に出土した真珠等の遺物の調査を橿原考古学研究所にて実施した。

遺構は、土地所有者の竹西氏らの適切な判断により、良好に保たれていた。ただ、太安萬侶墓とその周辺は、太安萬侶墓が発見される約40年前に茶畑として開墾されていたため、封土は既に削平されていた。しかし、墓壙から約1.4m離れた北側斜面で、幅30cm、深さ10~15cmの周溝を確認したことから、墳墓の直径は約4.5mの円形と推測された。なお、墳丘との関係は不明だが、封土東裾にあたる位置で、加工痕跡のある25×35cmの花崗片麻岩と礫3個がみついている。

墓壙は、平面規模が北辺1.7m、南辺1.9m、東辺1.55m、西辺1.75mで、底面はほぼ水平だが、南面する斜面に立地するため、深さは北辺でおよそ1.6m、南辺で0.6mと差がある。墓壙の中には木炭が充填されており、その中央には木炭槨を形成する空洞がある。



発見当時の状況

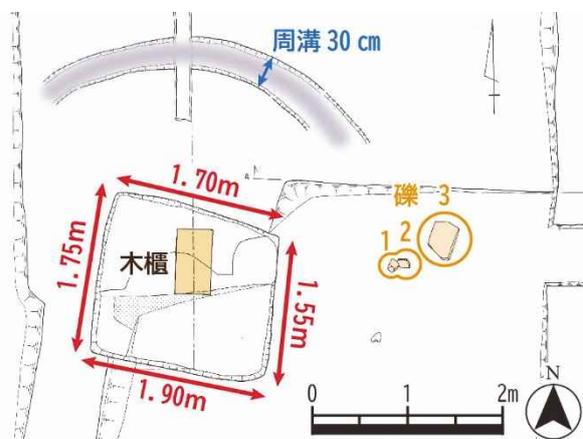


図3-3 平面図 [S=1/80]

(写真・ベース図：『太安萬侶墓』)

木炭槨は、現存長78cm、高さは奥壁で38cm、中央部で42cm、南端で39cmを測る。木炭槨は木炭を積み上げて形成されたものではなく、火葬骨を容れた木櫃が腐朽したことでできた空洞とみられている。木炭槨の状態から復元される木櫃は、長さ65~66cm、幅36~38cm、高さ37~38cmで、横断面の四隅は幅10cmの面をもつ、断面八角形と考えられている。発見者によると、木炭槨の中央部に骨灰がこんもりと堆積していたということであり、調査時にも、木炭槨奥壁から25~55cmの範囲で骨片・骨灰の散乱を確認していることから、木櫃内には、長さ30cm程度の有機質容器があった可能性が指摘されている。



発見当時の状況

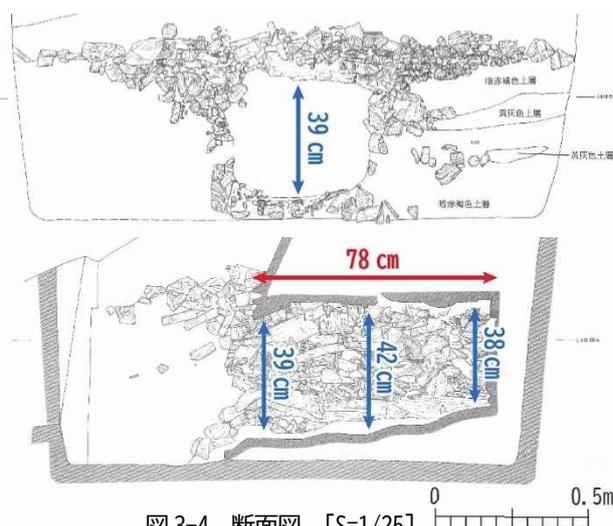


図3-4 断面図 [S=1/25]

(写真・ベース図：『太安萬侶墓』)

墓誌は、木炭槨の中央やや北寄りの奥壁から約18cmの位置に、銘文を下に、文頭を北に向けて納置されていた。木櫃は墓誌の上に置かれており、墓誌と接する部分がわずかに残存するに過ぎない。樹種はコウヤマキである。木櫃と墓誌は人為的に置かれたとみられる粘土で密着しており、粘土は墓誌表面の縁辺にも付着する。

墓壙及び木炭槨の状態などから復元される埋葬順序は次の通りである。まず、墓壙の底の中央に厚さ約13cm、幅50~60cmの範囲に木炭を敷き、墓誌、木櫃を納置する。木炭でそれらを覆いながら、木炭の外周を同時に土で埋めていき、木櫃上面までくると、墓壙全面に木炭を水平に敷き詰めている。その上に土をいれて版築状に突き固めながら埋め戻している。

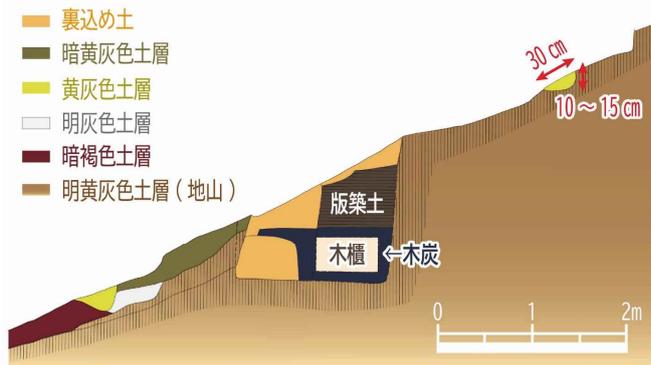


図 3-5 墓壙の構造断面図 [S=1/80]

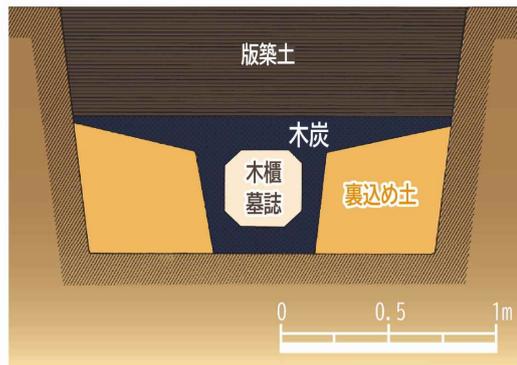
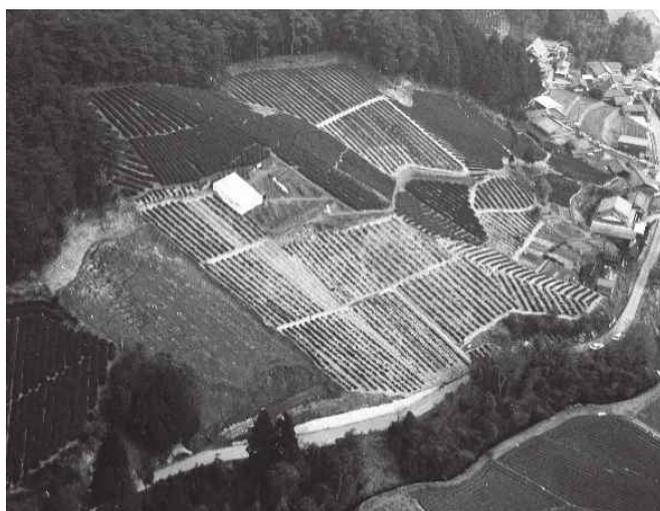


図 3-6 墓壙の構造断面図 [S=1/35]



調査時の遠景



木櫃



木炭槨

(写真・ベース図：『太安萬侶墓』)

～ 模型 ～

木炭槨の構造は不安定であり、現状維持が不可能と判断されたため、剥ぎ取り模型を製作している。木炭槨内部の調査が終了した3月16日から19日にわたり、シリコンと石膏で型取りを行って、昭和55年3月末日に完成した。すでに密閉されていた木炭槨内部は、写真と実測図をもとに復元され、より実物感を出すため榿木の木炭を使用し組み上げた。この剥ぎ取り模型は、現在、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館で常設展示されている。



模型展示

～ 出土遺物 ～

出土遺物には、墓誌のほかに、熟年男性と推定される火葬骨、歯牙、真珠4顆、漆喰片、焼土塊があり、真珠と漆喰片には被熱痕跡がない。

墓誌は純銅に近い銅板で、長さ29.1cm、幅6.1cm、厚さは平均で0.5mmしかなく、打ち込まれた銘文は裏側で隆起している。飛鳥・奈良時代の墓誌の厚みが3～5mmあるなかで、太安萬侶墓誌は飛び抜けて薄いのが特徴である。重量は76.52gを測る。墓誌両側辺と中央に界線を施し、以下のように2行41字の銘文を刻む。

左京四條四坊従四位下勲五等太朝臣安萬侶以癸亥
年七月六日卒之 養老七年十二月十五日乙巳

銘文には生前の住所、位階や勲位、太安萬侶の名前、亡くなった日付などが刻まれている。没した日付は、『続日本紀』の記述と1日食い違っているものの、これによって、墳墓の被葬者が太安萬侶であり、太安萬侶が平城京左京四條四坊に住んでいたことが初めて明らかとなった。また、『養老令』の公式令に規定された官職名がないことから偽作説のあった『古事記』序文と同じく、銘文の位署書にも官職名がないことから、古事記序文の信頼性が高まった。

上記の発掘調査の成果とともに、墓誌銅板の金属学的調査、真珠の科学的研究、漆喰の科学分析、火葬骨の観測と計測、木櫃・木炭の樹種同定などの自然科学的調査の成果をまとめ、4本の考察を加えて、昭和56年(1981)に奈良県教育委員会『太安萬侶墓』として報告されている。



真珠



漆喰片



墓誌と木櫃片

(4) 太安萬侶墓出土墓誌等に関する調査

平成24～令和2年(2012～2020)にわたって奈良県が実施した記紀・万葉プロジェクト事業関連として、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館が平成24・25年(2012・2013)に「考古学による魅力再発見事業」を実施し、出土遺物の再調査を実施した。調査内容は、墓誌の三次元形状計測と赤外線と紫外線照射・顕微鏡による観察、漆喰成分の分析、木櫃の樹種同定と放射性炭素年代測定であり、その成果は、2014年に奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『古代墓誌の三次元計測と太安萬侶墓出土資料の分析』として報告されている。

墓誌の調査では、表面の痕跡について新知見を得た。墓誌表面には、1981年刊行の発掘調査報告書『太安萬侶』で「細隆線」と呼ばれた痕跡があるが、2012年に実施された墓誌の三次元計測と熟覧調査によって、この痕跡は、銘文の行間にあって銘文と同じ内容の、籠字状に錆化した文字痕跡であることが確認された。痕跡として確認できるのは、第一行目の「安」「萬」「侶」「以」「癸」、第二行目の「十」「二」「月」「十」「五」「日」「乙」である。文字痕跡は銘文のそれぞれ左下にあるが、文字痕跡と銘文の字形、文字間隔が酷似していることから、文字痕跡は銘文の下書きであった可能性が高い。

漆喰の成分は、石灰岩や貝殻を原材料とし、炭酸カルシウムを主成分とすることを追認した。木櫃の樹種については、『報告書』の記載に、出土遺物の報告で「ヒノキ」、自然科学的調査の嶋倉報告では「コウヤマキ」となっていたが、コウヤマキであることが確定した。また、放射性炭素年代測定では、最も新しく出た年代が669～773calAD(95.4%)であり、太安萬侶の没年を含む範囲内であることから、当時の木材である可能性が高いとされた。

第3節 史跡の本質的価値と構成要素

(1) 史跡太安萬侶墓の本質的価値

太安萬侶墓は昭和55年2月19日付けで史跡指定を受けているが、指定時における太安萬侶墓の評価については、昭和54年12月刊行の『月刊文化財』12に以下のように記載されている。

この墳墓が『古事記』の編者として著名な太安萬侶の墓であることは、墓誌の内容からみて明白な事実である。しかも墳丘の規模・構造・遺物の出土状況が学術的に明らかにされた奈良時代上級官人のきわめて稀な火葬墓として重要な価値を有する

この一文に端的に示されているように、史跡太安萬侶墓の本質的価値は、太安萬侶の墓と特定された奈良時代の火葬墓が発見されたという点に集約される。以下、各要素の特徴について述べる。

(2) 史跡太安萬侶墓の構成要素

史跡太安萬侶墓の構成要素を、「本質的価値を構成する要素」、「副次的価値を構成する要素」、「その他の要素」の3つに区分する。

表3-2 構成要素一覧

	区 分	要 素	
史跡内	史跡の本質的価値を構成する要素	遺構	墳丘・墓壇・木炭槨・木櫃
		遺物	墓誌・火葬骨・真珠・漆喰片・焼土塊
	史跡の副次的価値を構成する要素	立地	丘陵南側斜面
		景観	修景用樹木・茶畑
	その他の構成要素	来訪者用設備	園路・サイン・標柱・転落防止柵・ベンチ・御賽銭箱・香炉
			トイレ
周辺環境		田園風景・山林・田原東陵・田原西陵・茗荷遺跡	
史跡外	太安萬侶の関連資料	平城京左京四条四坊(平城京内での居住地)の発掘調査	

①本質的価値を構成する要素

本質的価値を直接的に構成する要素である、墳丘・木炭槨・木櫃などによって構成される遺構と、墓誌、火葬骨・真珠等の出土遺物などがある。なお、墳丘については現地で復元整備され、木炭槨は実物大模型、墓誌は実物が奈良県立橿原考古学研究所附属博物館で常設展示されている。

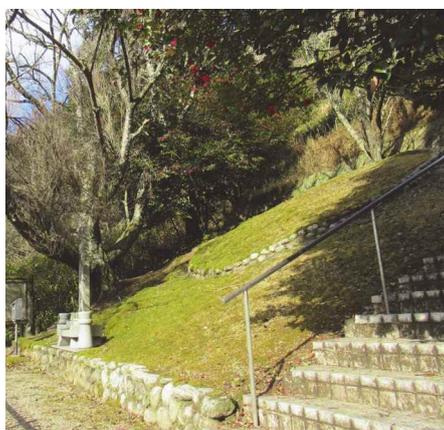
墓の構造について、概要を述べると、墓の周囲に溝を巡らせた径4.5mほどの円形の墳丘を構築する。そこに一辺170cmほどの方形の墓壇が掘られ、墓壇内に木炭(木炭槨)で覆われた木櫃が安置される。木櫃の規模は、木炭槨の状況から、長さ約65cm、幅約37cm、高さ約37cmに復元されている。特に重要な点として、発見者の証言と骨片・骨灰の検出状況から、木櫃内に長さ約30cmの有機質内容物が収められていた可能性が指摘されたことが挙げられる。

奈良時代の火葬墓としての希少性もさることながら、それ以上に発見当時に大きな話題となったのは、墓誌銘から墓の主が『古事記』の編纂者として著名な太安萬侶であることが判明したという点にある。墓誌銘によれば、太安萬侶は平城京左京四条四坊に居住したこと、死去時の位階と勲等は従四位下勲五等だったこと、養老七年七月六日に亡くなったことなどが知られる。このように比較的上位の律令官人だったとはいえ、皇族や最上位クラスの貴族以外の人物の居住地や官位、卒日が確定された事例はほとんどなく、墓誌発見が如何に重要な要素であるのかが指摘できる。

上記のように、史跡太安萬侶墓は、単体の遺構・遺物を通じてみた場合においても、重要な価値を有するが、奈良県内における奈良時代の火葬墓の事例が少数であるという点においても、その価値は高く評価される。さらに墓誌が出土した火葬墓となるとその数は減じる。現在知られる墓誌をもつ奈良時代の火葬墓は8例にすぎない。また、開墾中に発見された墓誌本体と発掘調査で出土した墓誌断片が接合することが確認されており、墓誌が確実に火葬墓に伴うことが考古学的証明された唯一の事例という点でも重要な遺跡であるといえる。



墳丘



墓誌

②副次的価値を構成する要素

史跡太安萬侶墓の本質的価値を直接的に構成する要素ではないが、太安萬侶墓の立地及び墓からの眺望を含む景観など、本質的価値と密接に関連する要素がある。

まず、立地であるが、発掘調査報告書でも指摘されているとおり、中国から伝わった風水思想の影響が色濃く反映されている。具体的には墓の背後に当たる北側の山、東西に広がる丘陵、眼下に当たる南側を流れる河川によって構成されている。現在の史跡指定範囲も、太安萬侶墓が風水思想に基づいて築造されたとの前提に立ち、県道部などの管理上の事情も勘案したうえで決定されている。発掘調査では、他に火葬墓は確認されていないが、太安萬侶墓の近辺でも炭の散布が確認されており、本来的には数基からなる墓域を形成していた可能性が高く、風水思想にかなう葬送地として重要視されたと考えられる。

次に景観であるが、麓の集落及び現県道から見上げる位置に築造された太安萬侶墓は、築造当時においては常時視認できたと考えられ、太安萬侶墓を含む丘陵は単なる自然地形ではなく、律令官人の墓域であることが意識されていたと考えられる。逆に、太安萬侶墓から望む周辺の風景は、山がちな地形にもかかわらず、比較的眺望が開けているうえ、丘陵南側斜面という日当たりのいい環境もあり、安らかな死後を迎える地として、墓地の選定においては大きな影響を与えたと考えられる。



樹木



茶畑

③その他の要素

史跡太安萬侶墓の本質的価値及び副次的価値を構成する要素に加え、その他の要素としては、史跡指定地外にあたる田原地域の自然景観や歴史的環境、太安萬侶という人物に関わる要素、最後に史跡の保存・活用に関わる要素がある。

自然環境としては、太安萬侶墓が所在する丘陵斜面地には茶畑をはじめ、眼下に広がる平坦地には田園風景が展開し、自然豊かな環境を維持している。大規模な開発もなく、奈良時代以来の自然景観が比較的良好に維持されていると考えられる。田原地域を含む大和高原は、森林資源に恵まれた地域であり、かつては東大寺に材木を提供した杣集落が点在したことで知られる。現在の森林の多くは、戦後の植林であるが、矢田原遺跡のように活発な木材利用をうかがわせる遺跡も確認されている。

歴史的環境としては、史跡太安萬侶墓が発見された田原地域は、大和高原の北西端に位置する此瀬町に所在し、殊に奈良時代においては、歴史的に重要な位置を占める地域となっていることが知られる。太安萬侶墓の北東700mに位置する田原東陵、南西1.6kmに位置する田原西陵に代表される古墳の他、火葬墓が周知の埋蔵文化財包蔵地として登録されている。生駒山東麓でも行基墓や美努岡萬の火葬墓などが知られるように、平城京近郊において火葬墓が散見されているが、これは平城京内での造墓が厳しく禁じられたことを背景としている。これらの地域には皇族を始めとする高位の貴族や高僧の墓が多く含まれることから、単なる墓地として利用されたのではなく、上中級官人の葬地として選地されたと考えられる。このほか田原地域で実施された圃場整備事業に伴う一連の発掘調査成果によれば、茗荷遺跡のように古墳時代の大規模集落が営まれていることが確認されているなど、奈良時代以前から活発な人々の活動があったことがうかがえる。

太安萬侶という人物について留意しておくべき点として、太安萬侶が居住したとされる平城京左京四条四坊における発掘調査成果がある。坪内の主に東半部で発掘調査が実施されており、奈良時代の掘立柱建物など遺構が確認されているが、直接的に太安萬侶の居宅を特定しうるような成果は得られていない。ただし、羊硯など特徴的な遺物が目立つことも事実であり、今後も当該地での調査成果には注意を払う必要がある。ところで、太安萬侶は律令官人としての顔とともに、現在の磯城郡田原本町多に本拠地をおく土豪の長としての側面も持っていたことが知られる。太安萬侶自身の「両貫性」に対する思いを墓誌から読み取ることは難しいが、将来的に太安萬侶を評価していく上においては、そういった側面からの研究も重要な意味をもつといえる。

保存・活用に関わる施設としては、昭和55・56年に行われた史跡整備により、墳丘の復元、看板の設置、手すり付きの園路の造成、修景木の植樹、ベンチや安全柵の設置などが実施されている。また、史跡整備後のものとしては、園路を降った県道取り付き部のそばに、奈良市が設置したトイレが整備されている。なお、現時点では整備された駐車場はなく、今後史跡整備を進めていく上においては、駐車場整備について十分に考慮する必要がある。

～史跡内の要素～



園路



史跡標識



サイン(解説)



(記名・誘導・案内)



転落防止柵



ベンチ

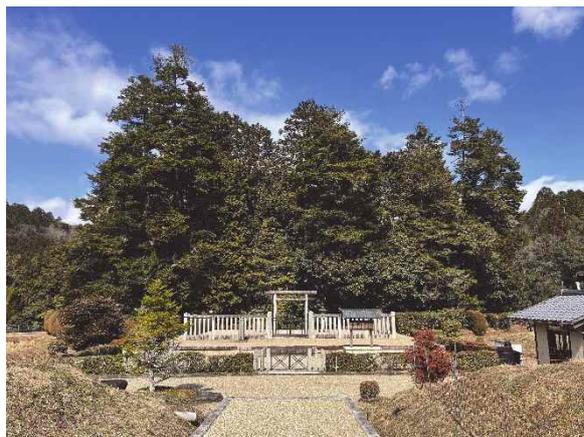


御賽銭箱・香炉

～史跡外の要素～



田原西陵(春日宮天皇陵)



田原東陵(光仁天皇陵)

第4章 現状と課題

第1節 保存管理に関する現状と課題

(1) 現状

- 史跡指定地は、南に向けた急斜面であり、公有化され整備された墓及び周辺部分と県道から墓までの園路部分、私有地の茶畑が展開する部分からなる。墓は中国の風水思想に基づいて築造された可能性が高く、墓域は墓を中心にして東・西に存在する低い南北の尾根筋の間がひとつの区画、南は開かれた小河川のあたりまで、北は墓の背後で東西にのびる尾根の稜線までがその範囲であろうと推定され、これが指定範囲の根拠となっている。ただし、南側については管理面から小河川から北に一段高い県道までにとどめている。
- 史跡指定地の土地の大半を占める私有地の茶畑は、それぞれの所有者などが栽培を行うことで管理がなされてきた。ただし現在は指定地内の全ての茶畑で栽培をやめている。公有地(県有地)は整備対象地となって公有化された土地である。県道183号日笠東金坊線から墓にいたる園路、円形墳丘(復元径4.65m)が約30cmの盛土とその周囲を巡る石積みで復元されている墓部分と、その周辺の芝地、見学用通路、階段、擁壁、水路、安全柵、植栽、ベンチ、説明看板などからなっている。
- 昭和56年(1981)から実施された整備後、基本的には茶畑と整備地からなる土地の形状及び景観は保たれている。県から地元此瀬町自治会に管理が委託され、草刈りや清掃、見回りなどが定期的に行われ、整備地は維持されている。

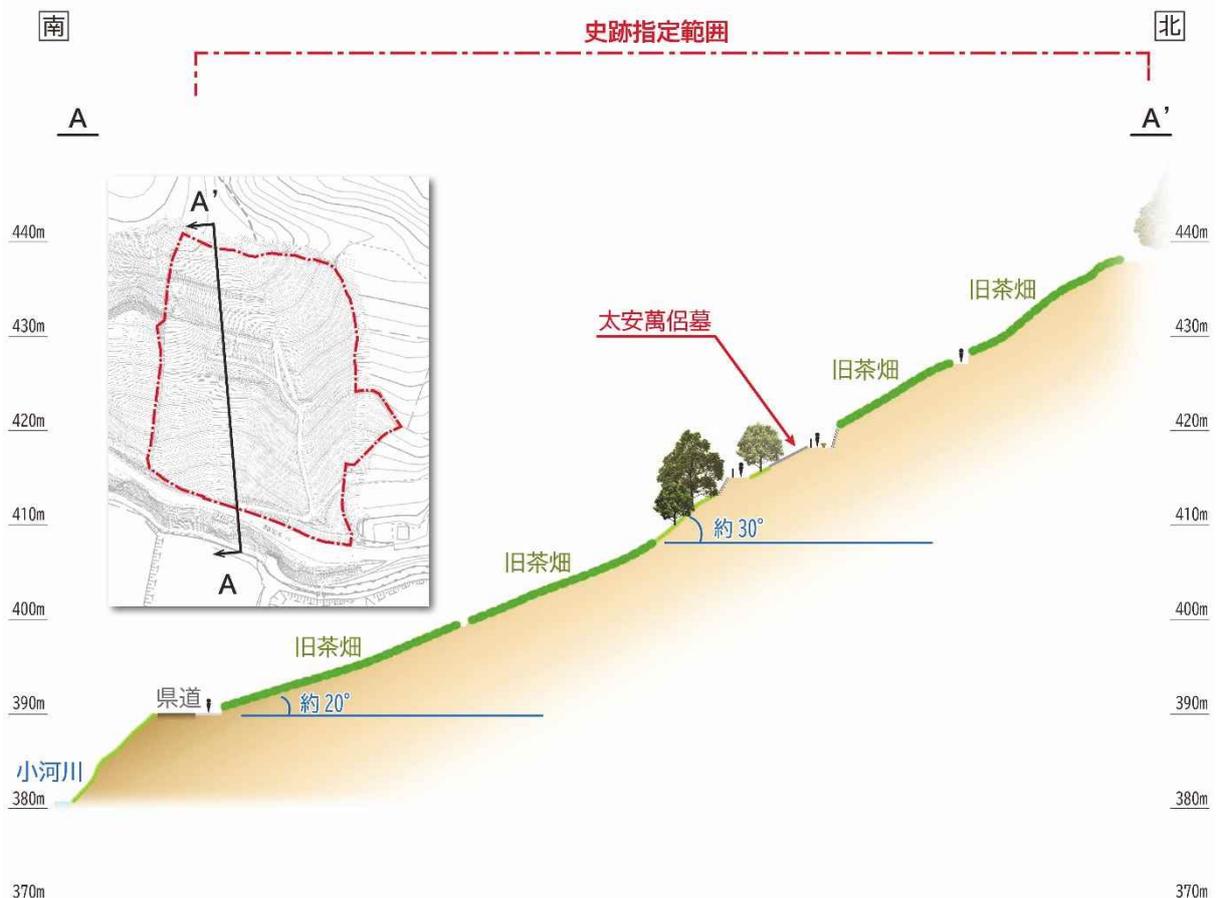


図4-1 現況断面図 [S=1/800]

(2) 課題

○既存園路は、史跡地内で南北にのびる急傾斜の尾根筋上に設置されているため、元来看学者の上り下りにおいてやや困難を伴い、転倒防止で手すりをつかむなど見学者自身で安全面に注意することが必要な状況であった。整備後約40年が経過し、急勾配の園路やその手すりの老朽化が進み、見学者の安全面への懸念がより高まっていること、維持管理作業に従事される方々が高齢化し、急勾配な既存園路を利用する作業には、負担感が大きくなってきているなどの問題が生じている。史跡の管理面での早急な対応が求められている。

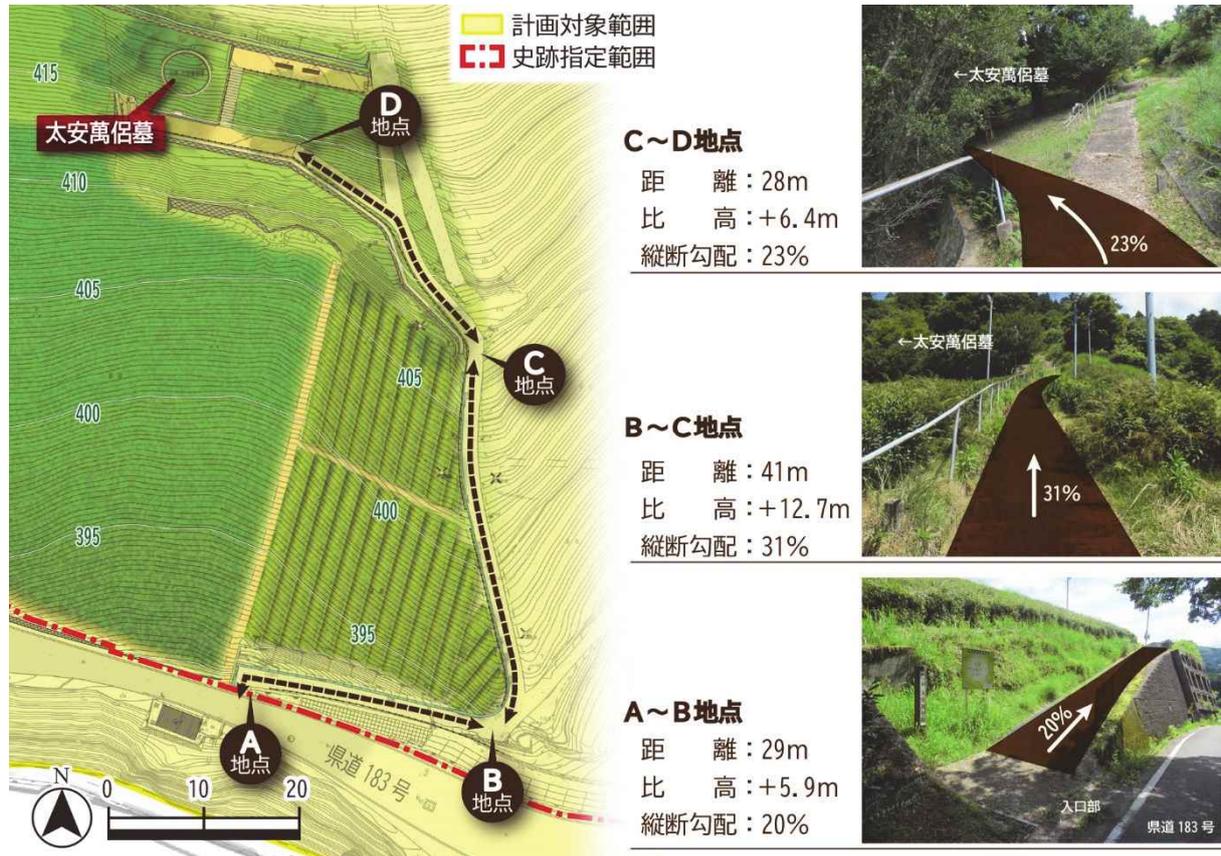


図4-2 既存園路 [S=1/800]



園路・手すりの老朽化



維持管理作業(定期的な草刈り等)の状況 (写真：此瀬町自治会 提供)

○墓周囲の修景用樹木が大きく生長し、昔ながらの景観を留める墓の南側に展開する谷間の風景が墓から望めなかった。また谷間の麓から墓を眺めたとき、樹木の影に隠れて見えなかったが、令和5年度の太安萬侶没後1300年事業の一環として、立ち枯れしていた危険木を含む景観上の支障木の伐採を実施した。これにより景観上の課題は改善したが、一方で墓に隣接する樹木においてはその根が墓の形状を改変するおそれも出ている。史跡の保存及び維持管理上の問題への対応も必要となっている。



支障木の伐採(令和5年度実施)

○史跡地内の大半を占める茶畑は、近年全ての栽培をやめており、茶の木が放置されつつある。これによる土地の形状の改変や景観の改変に懸念が生じている。この点においても保存・管理上の対応が必要である。

○墓が立地する場所は急傾斜地であり、茶畑栽培により現地形が保たれてきた。近年の豪雨災害等を勘案すると、茶畑栽培をやめた後の地形の保全には十分な検討が必要である。



栽培をやめた茶畑

第2節 活用に関する現状と課題

(1) 現状

- 太安萬侶墓は、史跡地内の整備地は見学にあたっての制限はないため、自由に見学が可能である。
公共交通機関による史跡地への来訪は困難で、多くは自家用車利用になるのが現状である。
- 約40年前の整備以降、活用目的の整備の更新はない。
- 学校教育、生涯学習の場としての活用は少ない。
- 平城京に伴う葬地として、田原地区に造営された田原東陵、田原西陵とともに、大学・考古学専門機関・博物館などが一般を対象に開催する遺跡巡りの見学地となることが多い。
- 令和5(2023)年は太安萬侶没後1300年にあたり、橿原考古学研究所附属博物館での特別展や地元でのイベントなどが実施された。前者は9400名ほどの来館者があり、後者は地元向けながら100名を越す参加者があった。また、調査時のエピソードなどを振り返った新聞連載がある。
- 太安萬侶墓が所在する田原地区は、古都奈良の暮らしを支えた農村地域であり、昔ながらの里山風景が広がる観光地として紹介されている。太安萬侶没後1300年で再度この墓に脚光があたることが予想され、田原地区への観光客誘導のスポットとしても注目される。
- 重要文化財となっている出土墓誌や火葬墓の剥ぎ取りによる実物に即した模型は、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館常設展に展示されており、常時見学可能である。

(2) 課題

- 史跡地に至るアプローチ道路に案内サインが少ないことによって、見学者が訪れた際、道がわかりにくいという声を聞く。また、史跡地周辺に駐車場がなく、自家用車での来訪やバスツアーなどでの見学が難しい。同様に学校教育の場として利活用しにくい。史跡地本体の整備と連動してアプローチや周辺整備にかかる課題の解決をはかっていく必要がある。
- 既存園路が急勾配であり、高齢者や小学校低学年の児童などは安全面から見学しにくい環境にある。学校教育、生涯学習での利用の場としての検討が求められる。
- 太安萬侶墓にかかわる定期的なイベントが企画されたことはない。また太安萬侶墓を保存活用するためのボランティア組織なども存在していない。地域と協同した取り組みが必要である。
- 田原地区に特化した文化財のインターネット、SNSによる情報発信への取り組みがほとんどない。
- 太安萬侶墓の現地と出土墓誌などが展示される橿原考古学研究所附属博物館をつなぐような仕掛けの検討が求められる。

第3節 整備に関する現状と課題

(1) 現状

- 史跡整備は、史跡指定・公有化後の昭和56年(1981)からの本格整備のみで、その後現在に至るまで追加の整備などは行われていない。ただし、平成23年(2011)に復元墳丘の一部がイノシシによって荒らされた際に復旧工事が行われ、復元墳丘及び周辺の芝地が現状のように更新された。
- 老朽化した急勾配の園路及び付属する手すり、劣化した史跡説明看板の板面、繁茂する修景用の樹木が整備地の現況として確認される。
- 整備地以外の史跡地内の茶畑は全て栽培をやめ、茶の木が繁茂しだしている。
- バリアフリー、インバウンド対応はない。

(2) 課題

- 老朽化した急勾配の園路の更新は、見学者の安全面、定期的な整備地の維持管理において緊急の課題で対応が必要である。
- 設置以来更新されていない史跡説明板について、火葬墓、墓誌について最新の学術的成果に基づいた内容、今日的な国史跡説明基準に基づいた内容に更新することが必要である。



史跡説明板の表示内容

- 最初の整備以降、史跡地の大半を占める茶畑の景観にふさわしい整備の検討がなされておらず、土地利用の状況が変化しつつある現状において、早急な検討が必要である。
- 立地環境、地形から見学やや支障がある当史跡地において、バリアフリー、インバウンド対応の可能性について検討する必要がある。
- 現地において火葬墓の構造、墓誌の出土状況が体感しにくく、現地でのそれらの情報提供の検討が必要である。さらに出土墓誌などの橿原考古学研究所附属博物館の展示品見学への誘導、あるいはその逆の双方向をつなぐ仕掛けの検討が必要である。

第4節 運営体制に関する現状と課題

(1) 現状

- 当該史跡には管理団体はなく、公有化され県有地となっている整備地は、奈良県が維持管理している。実際の作業は、地元此瀬町自治会に委託し、定期的に草刈、清掃、巡視などを実施している。
- 史跡地の民有地は茶畑であり、その栽培が継続されることで地形や景観が維持管理されてきた。しかし近年、茶の栽培をやめる所有者が増え、令和4年度時点で全てがやめている。
- 奈良市東山間部に位置する史跡地への来訪には、公共交通機関の利用は困難で、自家用車等の車利用が主な交通手段となっている。
- 史跡地の南に接してはしる県道の一画に奈良市が設置した太安萬侶墓見学者用のトイレがある。
- 太安萬侶墓の情報発信は、地元の奈良市観光協会による史跡地への案内と、出土品を展示している橿原考古学研究所附属博物館による調査成果と墓誌をはじめとする重要文化財の紹介がインターネットなどで行われている。

(2) 課題

- 急勾配の園路の老朽化が進み、地元自治会の作業していただく方々が高齢化していくなかで、維持管理作業への負担が増大しており、園路整備の検討とともに担い手についても検討が必要である。
- 維持管理作業を円滑に継続してもらい、また、見学者に安心して来訪してもらうため、勾配の緩やかな園路へ転換する整備が急務となっている。そのためには、史跡地内の墓の南側に広がる民有地で栽培をやめた茶畑がその設置場所として最もふさわしい。また、民有地を含む史跡を整備するには、奈良県が管理団体となるのが望ましい。
- 史跡地の大半を占める民有地の茶畑が栽培をやめ、茶の木の管理が困難になる懸念が高まっている。所有者が望めば将来的にはこの範囲を公有化し、県で管理していくことも視野に入れる必要がある。その場合、土砂災害を防ぐために茶畑の状態での土地の形状の維持が可能かどうか、さらに現景観の維持の是非の検討が必要で、維持する場合はその管理体制についても検討が必要である。
- 史跡地見学の利便性の向上のため、史跡地へのアプローチをより安全かつ容易にすること、現地の便益施設などの充実が求められており、その推進のための体制を整える必要がある。
- 太安萬侶墓の整備の更新と連動して、その価値をより広く発信するため、ボランティア組織などの地元での体制の構築、県・市による情報発信・イベント企画のあり方などの検討を行う体制の構築が必要である。

第5章 基本方針

第1節 保存活用計画における整備の基本方針

『史跡太安萬侶墓保存活用計画』の第8章において、整備の基本方針を以下のように定めている。

整備方針

- ◆地域のシンボルとして親しまれる史跡に、見学者が安全かつ快適に利用できるような環境作りをはかる。
- ◆地元にとって、維持管理しやすい史跡の環境を整える。
- ◆史跡の本質的価値の保護を優先し、既整備地においては、修復の必要ない部分はそのまま存置し、地下遺構の保護をはかり、経年劣化や樹木生長が著しい部分は、遺構保護をはかりながらより遺構が顕在化する現代的な整備を実施する。

『史跡太安萬侶墓保存活用計画』の第1章で言及したように、昭和56年(1981)に整備が実施されて以来、保存管理や整備活用にかかる計画が策定されたことなく約40年が経過した。このため、当初整備にかかる諸施設の老朽化が進行していることや史跡整備を取り巻く社会的環境の変化に対応できていないなどの課題が顕在化している。

具体的には、急傾斜地に立地する遺跡であるが故の急勾配な園路、手入れ不足による修景木の過度な生長、手すりやベンチの経年劣化による老朽化などのハード面のほか、解説板の内容や多言語化への非対応、ユニバーサルデザインへの対応などのソフト面の課題が挙げられる。特に急勾配の園路は、見学者の安全性・快適性という活用面でも問題があるが、史跡の維持管理面においても、大きな課題となりつつある。維持管理に当たる地元関係者の高齢化も課題の一つとして挙げられるが、当初想定し得なかった課題として、令和3年度をもって太安萬侶墓が立地する丘陵部における茶栽培が全て終了したことが挙げられる。すなわち従来は農作業の合間に行っていた草刈りなどの維持管理行為は、今後、そのためだけに現地に行かなければならず、地元の負担感が大きくなることは想像に難くない。

『保存活用計画』においても、この課題を重要視しており、「B地区(A地区を取り囲む墓域で、茶畑(民有地)からなる範囲)として位置づけている。また、この課題は単に園路を付け替えればよいというものではなく、史跡そのものの景観はもちろん、周辺の自然環境との調和に配慮した施工が必要である。さらに整備後、茶畑をどのような環境で維持するのか、という点も課題の一つであり、公有化も含め、今後の環境整備の必要性について言及している。

第2節 保存活用計画における整備の方向性

『史跡太安萬侶墓保存活用計画』においては、整備の方向性を2つの要素で捉えている。1つは地区分け、もう1つは時間軸である。より具体的には、前者はA地区(墓周辺の県有地)、B地区(墓周辺の民有地)、C地区(指定地外の県道ほか)と3地区に区分し、後者は本計画範囲内で実施すべき「短期的計画」と本計画終了後、次期計画に向けて検討すべき「長期的計画」に整理している。

基本的な整備の方向性は、第1節でも記したように、安全性・利便性に問題のある園路をどのように整備していくのかと指定直後に実施された整備後、本格的な整備が行われておらず、老朽化した施設や看板などの改修という点に集約される。

より具体的には、A地区では火葬墓周辺に植栽された樹木の根の生長による火葬墓及び復元墳丘に対する影響、樹木の繁茂による眺望への支障を改善することを目的とした、剪定・伐採・抜根などによる適切な樹木管理、現代的知見を取り入れた説明文への更新や傷み汚れが目立つベンチ・柵などの改修を目指すとしている。B地区では急傾斜の園路を見学者の安全性、草刈り等の維持管理に対する利便性の向上を目的としたつづら折りの園路造成を計画している。また、周辺の茶畑については、土地の形状や景観を損なわないよう配慮する方向で整備方法を検討するとしている。

短期計画については、火葬墓本体の保存に関わる整備及びそれに関連する樹木管理、解説板や柵・ベンチなどの設備更新、急傾斜の園路改修などが主な対象として示されている。これらはいずれも史跡の保存、活用、維持管理に必要な不可欠な作業であり、昭和56年の整備以来、基本的に手つかずとなっている史跡の現状を改善するために早急に着手する必要がある整備となっている。長期計画については、史跡を来訪する見学者のための駐車場や道路の整備、それに付随する史跡に誘導するためのサイン設置などが主な対象として示されている。長期計画については、史跡整備後に想定される来訪者の増加に対応するためには必要な整備ではあるが、道路部局との調整など、文化財部局だけで解決できる課題ではないことから、長期計画として位置づけられている。

第3節 整備の実施方針

『史跡太安萬侶墓保存活用計画』における整備方針を踏まえて、整備基本計画ではその実施方針を以下のように規定する。なお、長期的計画は将来的な課題であることを踏まえつつ、ここでは本計画で実現すべき短期的計画に焦点を絞って検討する。本整備計画における基本理念を以下のように定義する。

基本理念

- ◆見学者の安全性、維持管理の利便性を両立させるための園路整備
- ◆現状景観を可能な限り維持し、見学者・地元双方に違和感なく受け入れられる周辺整備
- ◆現地に来てこそ体感できる史跡の本質的価値を向上させるとともに、来訪者自らがSNS等で情報拡散したくなるような魅力のある情報コンテンツの整備

(1) 史跡の保存を目的とした整備

『史跡太安萬侶墓保存活用計画』でも示したように、本整備事業においては史跡の本質的価値の保存が優先される。見学者用通路と管理用道路の機能を共有する園路整備も、適切な維持管理を通じて、史跡の本質的価値を保存するために必要不可欠な設備であると位置づけている。

火葬墓周辺の樹木の生長は遺構の保存という観点で見たとき、必ずしも好ましいものではなく、剪定・伐採・抜根などによる適切な管理を行う必要がある。ただし、火葬墓脇に植栽された桜のように、地元の方に親しまれた樹木もあり、ただ伐採すればいいというものでもない。史跡への支障が想定される樹木の伐採・抜根も選択枝の一つとして排除しないものの、史跡への影響が小さいと判断できる場所への移植あるいは新規の植栽などに現状景観の維持に対する配慮も必要である。仮に新たに植栽するのであれば、樹種の選定も、生長したときに史跡の保存に支障を来す危険性はないのかという観点で検討する。

なお、本史跡は平成23年(2011)のイノシシによるき損を除けば、大きなき損事案はなく、良好な状態で維持されている。その意味では、現状を維持できるような保存措置を講じる必要はあるものの、火葬墓本体に対する追加の整備の必要性は低いと考えられる。

(2) 史跡の活用を目的とした整備

本整備事業における大きな作業として園路整備工事がある。上記のように、管理用道路を兼ねる園路整備は、史跡の保存に必要な設備としての側面を持つが、それ以上に、見学者を安全に火葬墓まで誘導し、かつ、坂路通行の負担感を少しでも軽減するためには不可欠な活用のための設備である。幸いにして、今のところ、現園路における見学者の重大な転倒事故等のトラブルは報告されていないが、それは現園路が火葬墓に至る通路として問題なく利用できていることは直結しない。足下に不安のある高齢者などは、そもそも園路を歩いて火葬墓まで行くという行為自体を断念している可能性があるからである。いかに史跡の本質的価値が素晴らしいものであったとしても、そこに至ることすら困難を伴うとすれば、積極的な史跡の活用を促すことも難しいと言わざるを得ない。安全・快適に火葬墓のそばに行き直接体感できる環境を整備することは、早急に改善すべき現状の一つといえる。

上記のように、園路の改修は優先すべき課題ではあるが、その課題が解決したからといって、直ちに見学者の増加にはつながらないだろう。仮に、見学者の増加が見られたとしても、解説板や柵・ベ

ンチなどの設備が従前のままであれば、見学者の満足度を高めることにはつながらず、ひいては整備した史跡を十分に活用しているということにはならないだろう。特に解説板については、解説文の現代的知見に基づく情報の更新はもちろん、多言語化への対応なども求められる。なお、多言語化については、単に解説文を複数の言語で表記するのではなく、QRコードを活用したリンクへの誘導なども検討する必要がある。加えて、檀原考古学研究所附属博物館における太安萬侶関連の展示案内、古代墳墓をはじめとする田原周辺の文化財の紹介など、関連情報の提供にも対応できるような活用を検討する。このような関連情報は、常に最新の情報が提供されていることが望ましく、少なくともQRコードを表示した部分については取り替えができるような手法を検討する必要がある。こうした取り組みを進めることで、新たな見学者の誘導につなげるとともに、リピーターの掘り起こしにつなげていくことで、多角的な史跡の活用法を探ることにもつながることが期待される。

(3) 史跡の持続可能な管理運営を目的とした整備

史跡の保存・活用を有効なものとし、見学者のニーズに応じていくためには、日常の維持管理行為が重要であることは言うまでもない。日常の維持管理については地元此瀬町自治会の協力が不可欠であるが、住民の人口減少と高齢化による負担感の増大は解決の難しい課題の一つとなっている。それにもまして大きな課題となっているのは、従来は火葬墓周辺での営農行為(茶栽培)の一環として草刈りなどの維持管理行為が可能であったが、令和4年度を以て、全ての営農行為が終了したため、今後は史跡の維持管理のためだけに現地に行く必要がある。このことは単に地元の負担感の増大というだけでなく、持続可能な維持管理体制の構築という観点でも重大な問題といえる。また、現況の茶畑を維持するのか否か、維持しないのであれば、どのような修景が望ましいのか、その修景を維持するにはどれほどの管理が必要なのかなど不確定要素も多い。特に茶畑の問題については短期的計画ですべてを解決することは難しく、長期的展望にたった計画を立案することが求められる。

いずれにせよ、これらの維持管理行為を可能な限り持続可能なものとすることが不可欠であることは間違いない。見学者用通路としての園路の改修も管理用道路として利用することを前提とすることで、維持管理行為に対する負担軽減につながる有効な手段の一つといえる。また、園路に軽車両が通行できる構造とすることにより、従来は全く対応できていなかったバリアフリーへの対応も可能になり、火葬墓周辺での怪我、体調不良により自力での歩行が難しくなった見学者への迅速な救助も可能となる。

第6章 整備基本計画

第1節 全体計画

保存活用計画では、計画期間中に実施すべき内容を「短期的整備」に位置付けており、第1期は園路を中心とした整備期間、第2期は園路整備完了の状況を踏まえた事業の設計・施工、保存管理の検討期間と定めている。

■短期的整備

第1期：R6～R9年度

■中長期的計画

第2期：R10～13年度

第3期：R14・15年度

(1) 全体計画

①活用のための整備

- 見学者の快適な利用環境と維持管理しやすい環境を整えるため、現状の急傾斜の園路に替わる勾配の緩やかなつづら折りの園路を墓の南側斜面に整備する。
- 史跡の価値をわかりやすく広く伝えるため、今日的な基準に則って標識の設置や説明板の更新、史跡範囲の明示を行う。また、バリアフリー、インバウンド対応について検討する。
- ベンチ、手すり等の工作物を改修する。

②保存のための整備

- 既に整備されている範囲は維持管理により環境維持を図るとともに、修景用樹木の生長による地下遺構と景観への影響を改善する方策を検討し、必要な措置を実施する。

(2) 長期的計画

保存活用計画では、次期計画に向けて検討すべき内容を「長期的計画」と位置づけており、計画期間の第3期に実施する。検討すべき内容は以下のとおりである。

- 茶畑の維持管理が困難になった場合に備えての環境整備方針。
- 快適に史跡見学できる環境整備(駐車場、大型バスの対応、ガイダンス施設、案内サインの増設)。

第2節 施設に関する計画

太安萬侶墓は、昭和56年(1981)からの本格整備後、追加の整備は行われておらず、急勾配の園路及び付属する手すりに加え、史跡説明看板の板面が老朽化している。

このような現状を踏まえ、『保存活用計画』では、急勾配の園路については、見学者の安全面に加え、定期的な整備地の維持管理のため、その更新は緊急の課題としている。また、史跡説明看板については、設置以来、その内容が更新されていないため、最新の学術的成果及び今日的な国史跡説明基準に基づいた内容の更新を課題としている。

従って、施設に関しては、見学者の安全面を考え、緩勾配の園路を墓の南側斜面に新設する。園路の新設にあたっては、地下遺構の保全を前提に、発掘調査や地盤調査の成果を踏まえた施工方法を採用する。史跡説明看板は、その内容を今日的な基準に基づく形で更新する。

一方、既存園路については、維持管理上、使用せざるを得ない場合もあり、存置する。ただし、安全面から、見学者は立ち入れないように通行止めにし、老朽化した手すりなどは撤去を検討する。

長期的な計画として、史跡地周辺に駐車場やガイダンス施設の設置、案内サインの増設を行い、史跡の見学環境の充実化を図る。

第3節 動線計画

奈良市街から太安萬侶墓を訪れるには、奈良交通バスを利用するか車を利用することが想定される。

近鉄奈良駅から奈良交通バスを利用した場合、最寄りのバス停の田原横田までは約30分である。降車後、バス停東側の田原の交差点を北に向けて道なりに約1.3km歩くと史跡に到着する。バス停から太安萬侶墓に至るアプローチに設置された誘導板は2箇所であり、わかりにくい状態であるため、改善策を検討する必要がある。

奈良市が策定したおすすめコースでは、田原御陵前のバス停で下車し、①田原西陵、②田原やま里市場を経て太安萬侶墓に至るルートになっている。ただし、その間に田原地区全体の案内板はあるものの、太安萬侶墓の誘導板は設置されていない。

奈良市街地から車を利用した場合、県道80号奈良名張線を通ると約20分で史跡に到着する。途中にある田原西陵や、太安萬侶墓の東にある田原東陵とあわせて、平城京の葬地を見学するなかで太安萬侶墓に訪れることが予想される。車での来訪で問題なのは駐車場がないことであり、奈良市と協働しつつ想定されるルートの近接地に駐車場の整備を検討する必要がある。

史跡地に至ると、園路を歩いて太安萬侶墓まで登る。既存園路は急傾斜で上り下りが困難なうえ、手すりとともに老朽化が進んでいるため、緩やかな傾斜となるつづら折りの園路を整備する。

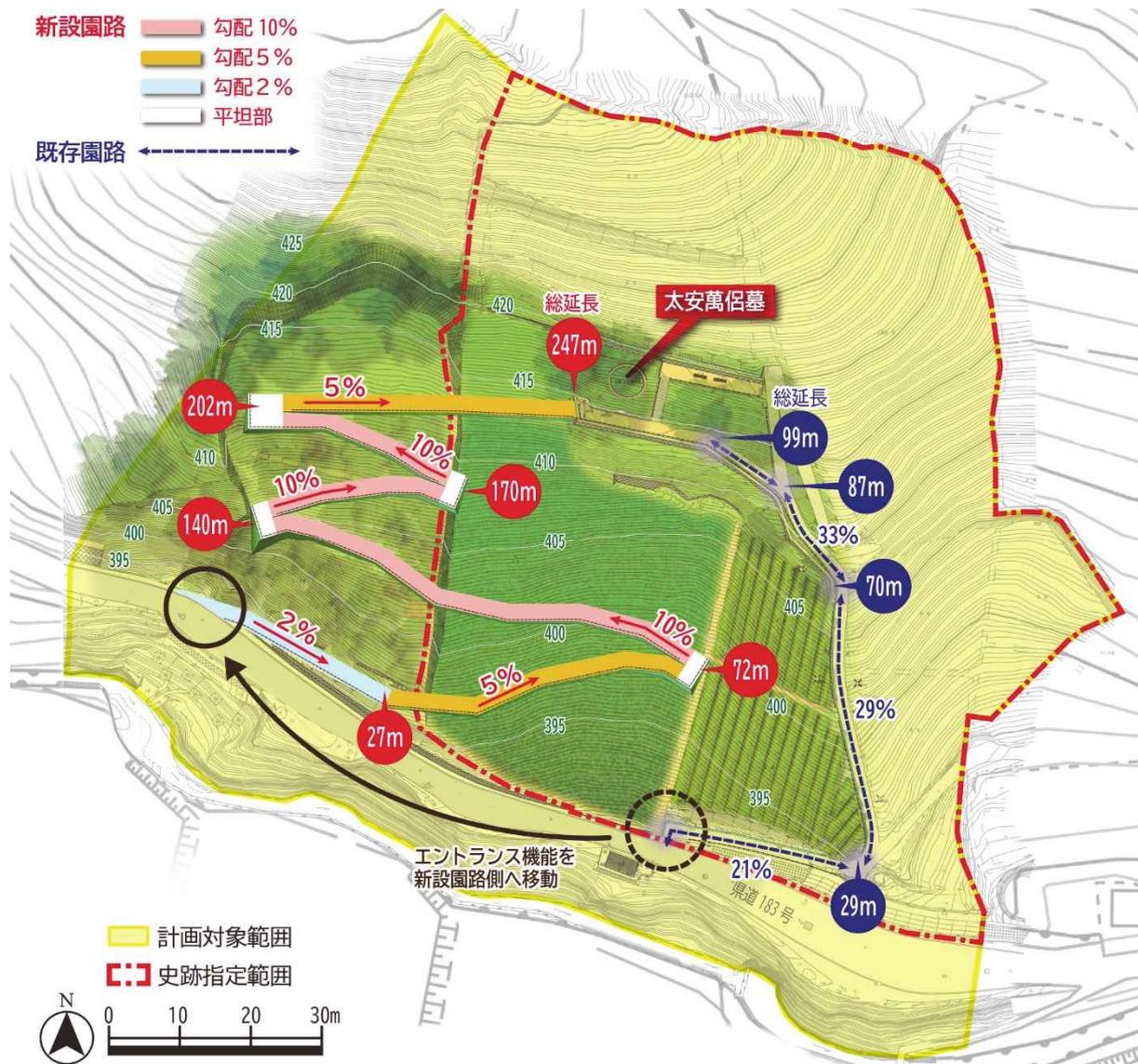


図 6-1 指定地内における動線計画図 [S=1/1,000]

第4節 遺構保存・表示に関する計画

(1) 遺構保存

太安萬侶墓の主要な構成要素である墓壇、木炭塚、周溝のある範囲は、昭和54年(1979)に調査された後に埋め戻されており、30cmの保護層で保護したうえで墳丘を復元整備し、周囲に張芝している。現況に大きな問題はないが、今後、樹木の生長に従って根が地下遺構に影響を及ぼす可能性が認められれば、樹木の伐採・伐根・剪定を実施する。

また、園路の整備にともなう発掘調査によって、墓域を示すような遺構や地形など、太安萬侶墓に関連する遺構が見つかった場合には、その保護を図ったうえで園路の設計を行い、遺構表示の方法を検討する。

(2) 史跡範囲の表示

史跡の管理に必要な標識、説明板等は、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づいて整備する。説明板は設置以来更新されていないため、史跡範囲を明示するとともに、火葬墓、墓誌についての最新の学術的成果を反映した内容に更新することで、今日的な国史跡説明基準に基づいたものとする。また、火葬墓の構造や墓誌の出土状況、墓誌の細部状況、最新の分析データなど、説明板の表示だけでは限界があるものについては、QRコード等を活用して史跡を理解する上で有効な画像や映像を補う方法を検討する。

第5節 調査に関する計画

(1) 地盤調査

新たな園路の整備によって、茶畑である現状の地形を大きく改変することになるため、事前に地盤調査を行い、施工に必要な斜面の地盤条件・土質特性を把握する。

令和5年度に実施した簡易貫入試験によると、支持層(岩盤もしくは風化岩)を地表面から約5mの位置で確認した。

(2) 発掘調査

園路の整備では、掘削をともなう擁壁工などが想定されるため、史跡地外も含め、施工範囲については事前に発掘調査を実施し、遺構面の状態、状況を把握する。墓にかかわる重要な遺構が確認された場合にはそれらを保護し、調査成果を園路の設計に反映させる。

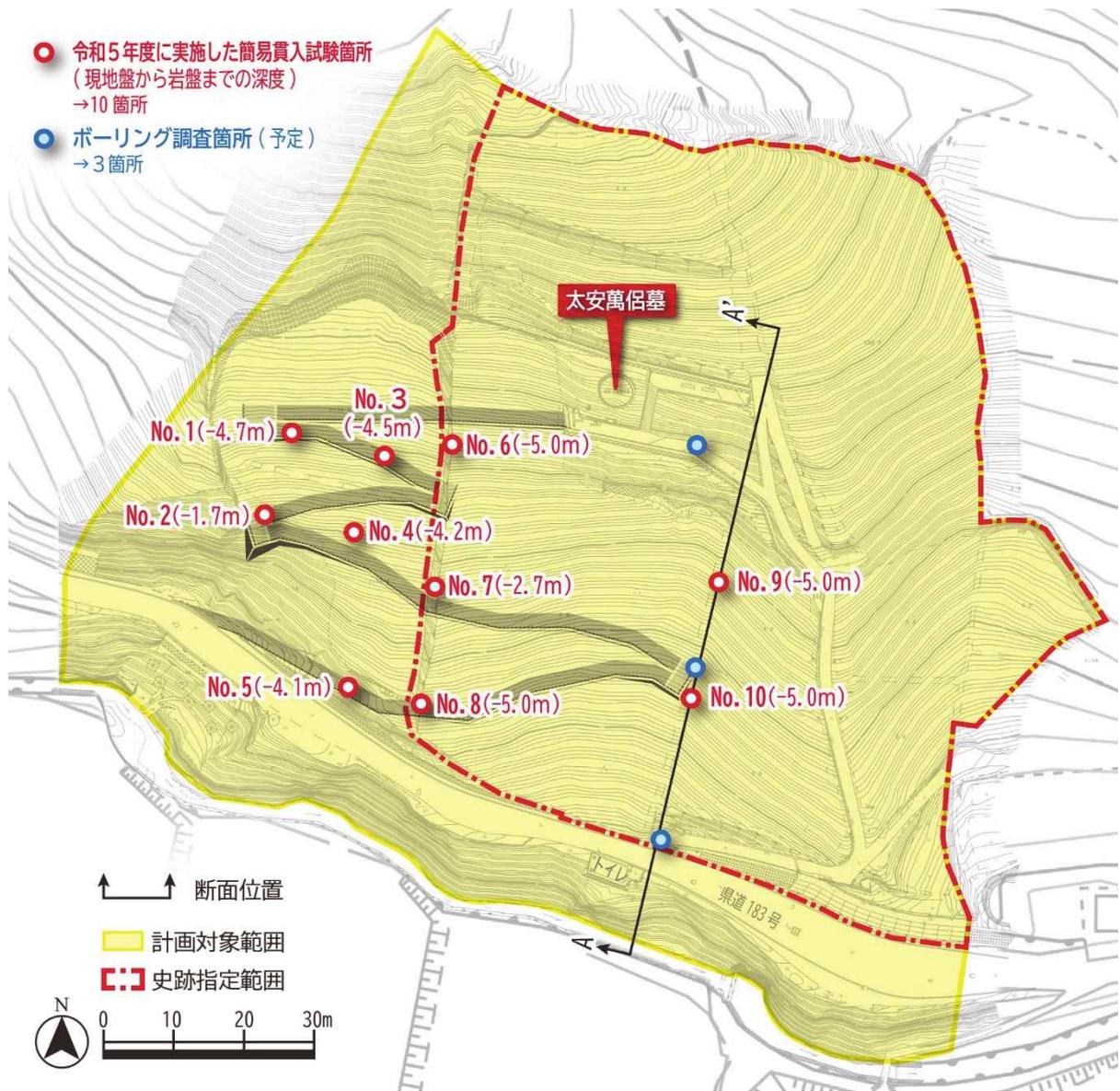


図 6-2 調査箇所図 [S=1/1,000]

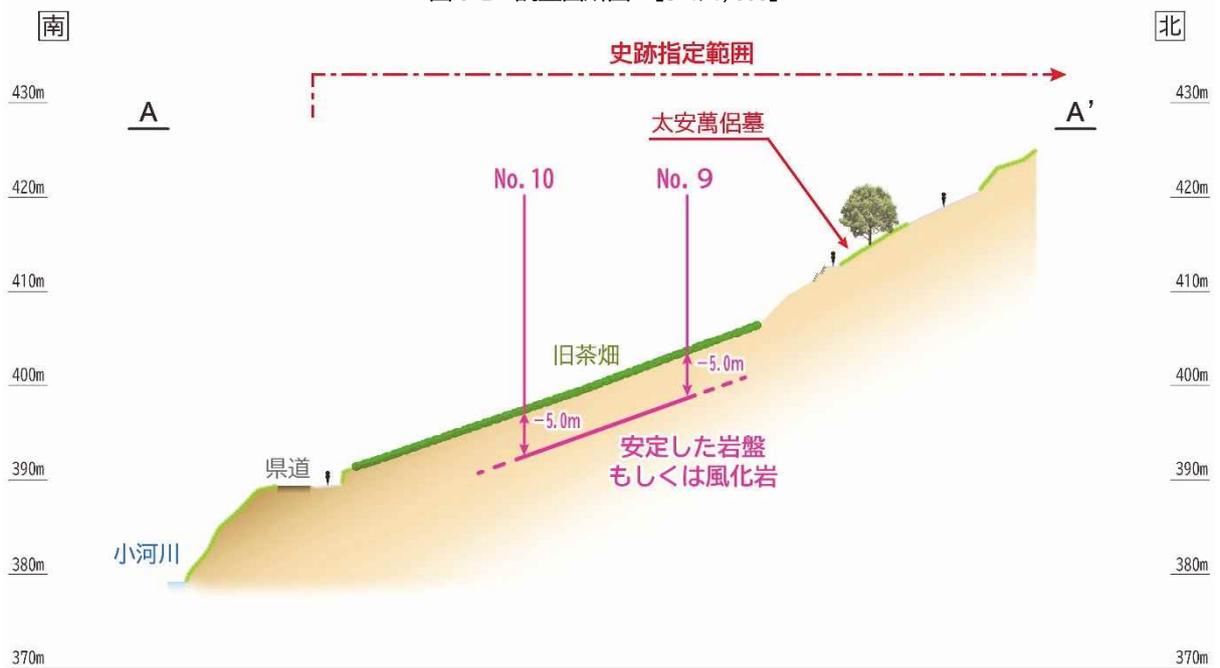


図 6-3 断面図 [S=1/800]

第6節 地形造成及び排水計画

近年の豪雨災害を考慮し、墓の保護措置として斜面上方からの雨水への対応が必要である。墓北側斜面部への排水路の新設、既存園路に伴う排水路の改修、新設する園路に伴う排水路を有機的に連結し、斜面下の県道へ排水することで対応を図ることを計画している。

現在、墓の南側斜面は茶の植栽が前面に広がっているが、新たな園路の設置にともなって広範囲で伐採され、環境が大きく改変される。これにより、茶の木が果たしていたと推測される土壌層の保護機能が失われるため、降雨などによって土砂の流失を防ぐような排水施設や土留めの方法を検討し、施工に反映する。

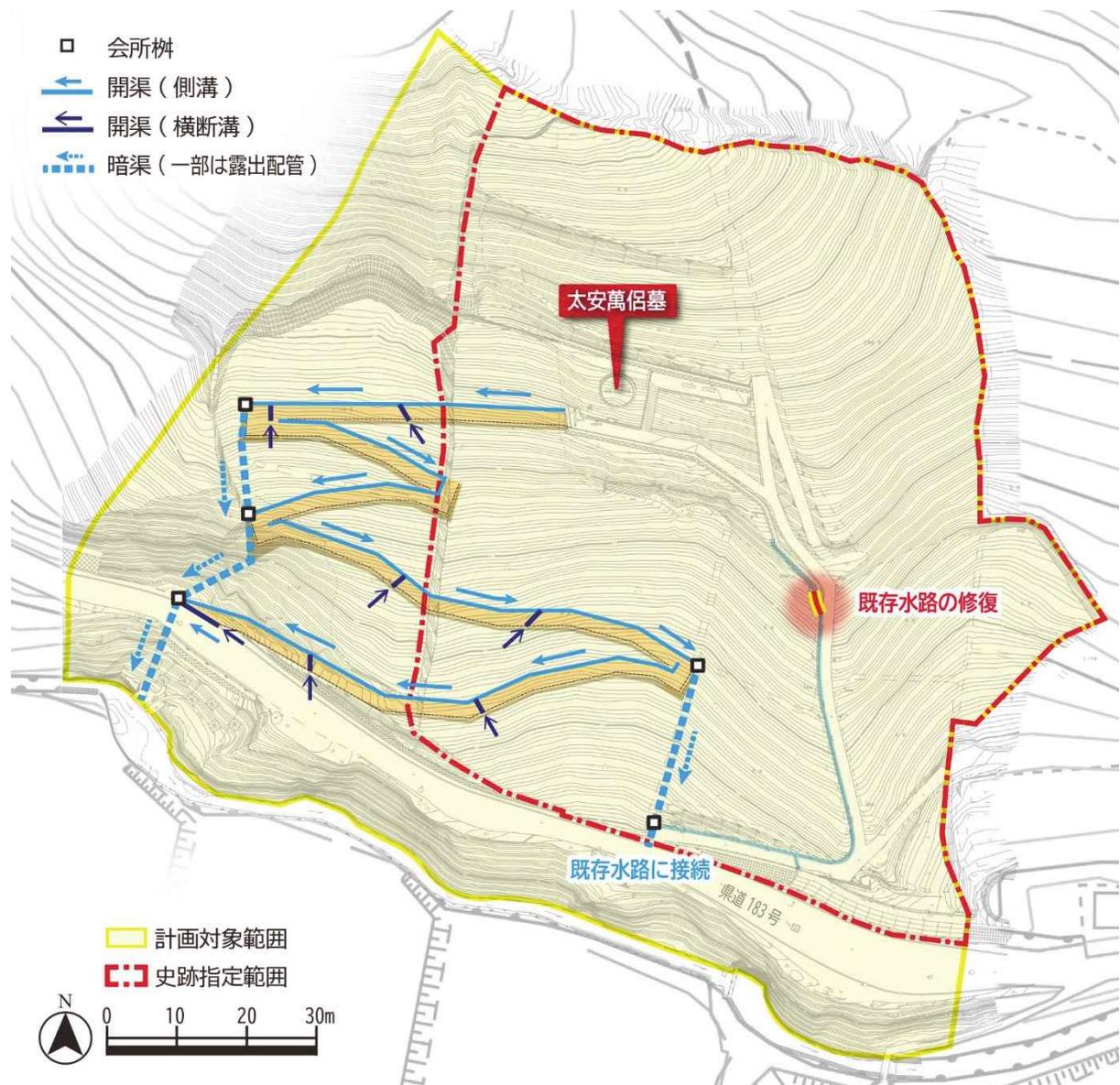


図6-4 排水計画図 [S=1/1,000]

第7節 修景及び植栽計画

太安萬侶墓は丘陵の南側斜面に立地しており、その立地には中国から伝わった風水思想の影響が指摘されている。また、太安萬侶墓が築かれた奈良時代当時は、墓からは眼下の平野部が一望でき、墓からの眺望が意識されるとともに、周辺からは常時墓が視認でき、当地が律令官人の墓域として認識されていたものと考えられる。

今回の整備計画以前は、過去に植えられた修景用樹木の生長により、墓の周囲が木々に遮られ、その眺望が失われていた。周辺からの視認性についても同様で、南側の平野部や県道からも木々により遮られ、墓が視認できない状況にあった。この点については、令和5年度に維持管理の一貫として、一部樹木については伐採を行った。ただし、この作業はあくまでも伐採であり、そのまま数年放置すればほぼ元の状態に戻ることは確実であり、抜本的な樹木対策が必要であることに変わりはない。太安萬侶墓からの眺望の確保、周辺からの墓の視認性の確保に加え、墓の立地にかかる思想的な背景もあわせて現地で感じられるよう、周辺の木々を伐採・抜根するとともに、植栽や補植も検討しつつ修景をはかる。

第8節 公開・活用に関する計画

太安萬侶墓は、見学にあたっての制限はなく、自由に見学できる状況にある。奈良市内からの公共交通機関でのアクセスはバスのみのため、実際には自家用車利用によるアクセスがほとんどである。しかし、史跡地に至るまでの案内サインは少なく、周辺に駐車場が整備されていないため、自家用車での来訪に加え、バスツアーなど団体での来訪が難しい環境にある。また、活用を念頭においた整備はこれまで行われておらず、既存の園路は急勾配かつ老朽化しており、高齢者や子どもの見学には安全面から問題がある。さらに、学校教育や生涯学習の場としての活用が少ない現状にある。

このような現状を踏まえ、『保存活用計画』では、「見学者の利便性向上」、「学習施設としての活用」、「周辺施設との連携拠点」の3つを公開・活用に関する大きな課題としている。従って、この3つの課題に対して、公開・活用を次のように計画する。

○「見学者の利便性向上」

太安萬侶墓の本質的価値の理解を促進するためには、容易に現地に訪れることができる環境整備が必要不可欠である。さら、利便性の向上という観点からは、現地へのアクセスは自家用車がほとんどという点を踏まえ、長期的計画の中で、現地への案内サインを充実化する。現地においては、史跡地周辺の駐車場や便益施設の整備、史跡地内の園路の整備は必要不可欠であり、これらを一体的に整備が必要である。まず、短期的整備として、史跡地内の園路の整備を実施する。

○「学習施設としての活用」

学校教育や生涯学習といった学習施設の場として、太安萬侶墓を活用していく。学校教育の場としては、『古事記』の編纂者として教科書にみえる太安萬侶について、地元の小・中学生が現地で学ぶ校外学習や現地見学で活用できるよう、歴史教育の場として環境を整備する。生涯学習の場としては、地元自治体と連携し、地元の史跡に対する愛着を醸成し、深めることで、持続的な史跡の担い手の育成を行う場とするほか、広く文化財に対する理解と愛着を促進する場として環境を整備する。

○「周辺施設との連携拠点」

太安萬侶墓の周辺には、田原東陵や田原西陵といった陵墓のほか、未調査であるが奈良時代以降とみられる古墓、発掘調査で明らかとなった古墳時代を中心とした遺跡が点在している。これらの地元を通史的に理解するための遺跡の拠点として、太安萬侶墓の活用が期待できる。このほかにも、奈良市指定の天然記念物や建造物など多様な文化遺産、地元の特産品の販売所といった観光施設も周囲にあり、田原地域のより深い理解につなげる拠点としての活用を見込む。また、出土遺物は橿原考古学研究所附属博物館に展示されていることから、博物館と現地を結び、地域や文化財の理解をより広げるため、両者を連携した活用方法を見込む。

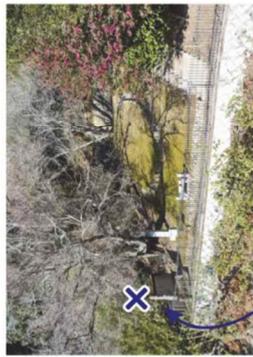
第9節 管理・運営に関する計画

史跡太安萬侶墓は、現状で管理団体はないが、奈良県で公有地化した整備地は、奈良県で維持管理を行っている。実際の維持管理行為である定期的な草刈りや清掃、巡視は、地元の此瀬町自治会に委託している。これまで、史跡地内でも民有地部分については、茶畑であったため、その栽培に伴い、所有者によって景観が維持されてきたが、すでに所有者による茶の栽培が継続されていない現状にある。

管理・運営体制については、今後も史跡を適切に保存・活用・維持・管理していくために、これまで史跡の維持管理を行ってきた奈良県が、史跡地内の民有地の地権者の同意を得た上で、早急に管理団体認定を受ける必要がある。また、史跡が所在する田原地域の基礎自治体は奈良市であり、これまで実際の維持管理行為を受託してきた地元此瀬町自治会との連携が不可欠である。また、維持管理については、これまで同様、此瀬町自治会と協働で推進するとともに、持続的に史跡を維持管理するための体制構築を検討する。なお、此瀬町自治会は高齢化とともに人口減少が顕著であり、自治会単独での維持管理は限界に近づきつつある。ただし、この点については、令和5年度に発足した田原地域自治協議会によって、地域として保護し、活用していくべき文化資産として、維持管理にも協力することが検討されており、持続可能な維持管理運営体制の構築のためにも、積極的に良好な関係を模索する必要がある。

整備計画概念図

太安萬侶墓



- ◇説明板の撤去
- ◇樹木の伐採

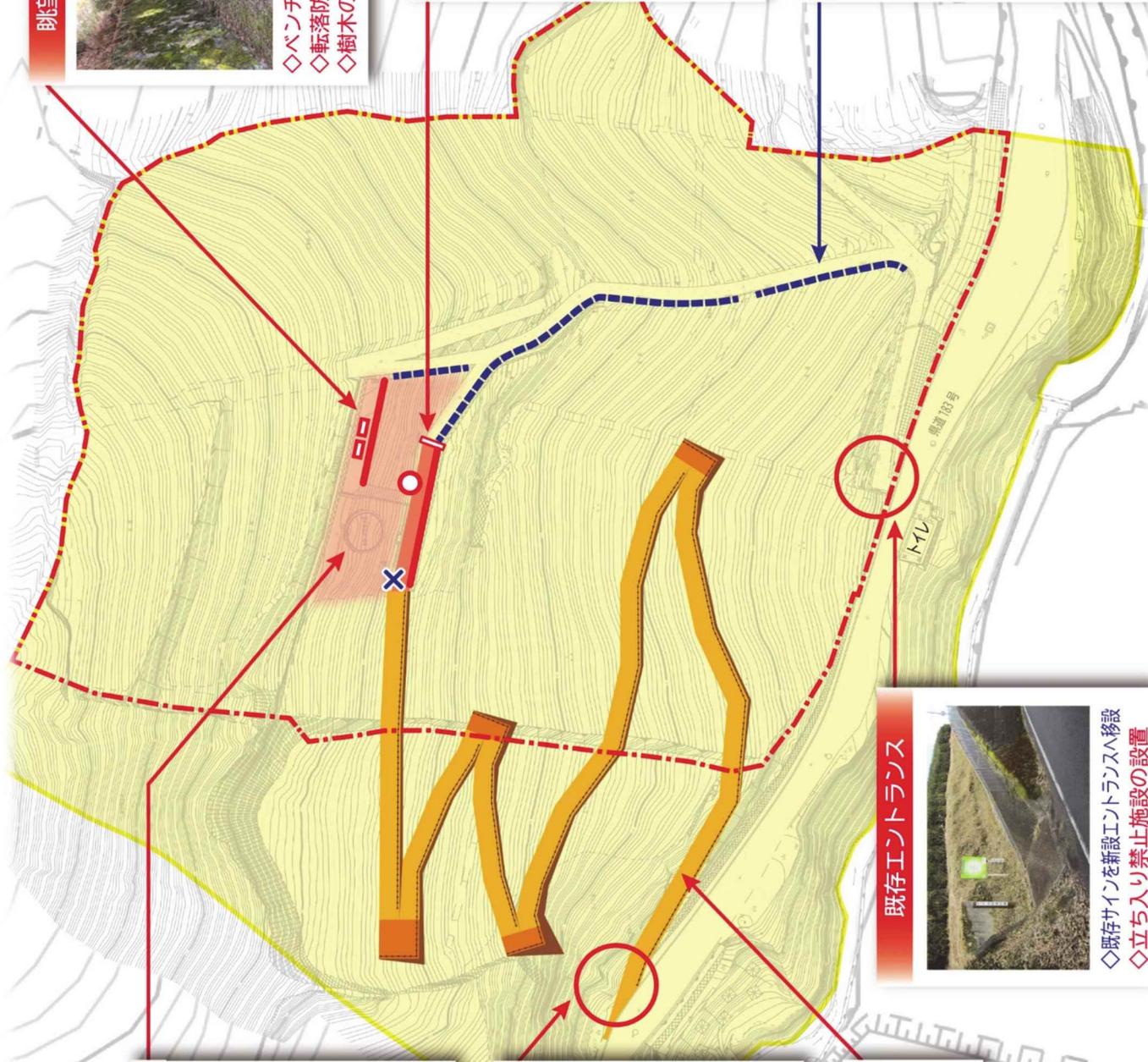
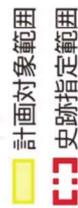
新設エントランス



- ◇既存サイン(名称柱、案内板)の移設
- ◇車止めの設置

新設園路

- ◇盛土による緩勾配の園路を設置
- ◇雨水排水施設の設置
- ◇転落防止柵の設置



眺望・休憩スポット



- ◇ベンチの更新
- ◇転落防止柵の設置
- ◇樹木の更新(伐採・植栽)

既存園路



- ◇路面の舗装
- ◇説明板の設置
- ◇転落防止柵の設置
- ◇管理用門扉の設置

既存園路



- ◇手すりの撤去

既存エントランス



- ◇既存サインを新設エントランスへ移設
- ◇立ち入り禁止施設の設置

整備イメージ図



第7章 事業計画

第1節 事業概要

保存活用計画に示されている「整備の方向性」、「整備の方法」に基づき、10年間の計画で短期的整備及び長期的整備を行う。ここに示す事業計画は主として短期的整備(第1期)になる。第1期の整備には遺構の保存を図った上で、見学者の安全を確保できるような緩い傾斜の園路を墓の南側斜面に新設、墓周辺の史跡説明板・案内サインの更新、老朽化したベンチ、柵、見学路・階段の改修、修景用樹木の伐採・剪定、栽培をやめた茶畑の剪定により環境改善を図る。第1期の整備は令和9年度(2027)中の完了を目指す。

表 7-1 事業計画表

工 種		短期 [第1期]				中長期
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10~15年度 (2028~2033)
史跡整備	史跡の基本設計・実施設計	基本設計	実施設計			
	整備にともなう発掘調査・地質調査					
	園路整備					
	雨水排水工事					
	史跡説明板、案内サイン更新					
	管理・便益施設整備 (柵、墓前見学路・階段の改修、 車止めの設置、ベンチの改修)					
	修景用樹木、茶畑の環境改善					
	整備事業報告書の作成					
	茶畑部分の恒久的整備方針の検討					
史跡指定地外 案内サイン、 多目的広場、 四阿、 説明板整備	警察・道路管理者・地元等協議					
	設計・施工					
維持管理体制の 構築	運営体制の検討・準備					
	維持管理運営開始					
情報発信	HP等による整備事業、調査研究 成果の発信					
	VR・ARによる現地解説の検討・ 施工					
太安萬侶墓の 調査・研究	調査・研究					